

# VI 考 察

## 1 遺 跡

6AFB区の発掘調査を通じて、平城京における条坊制、および坊内居住地に関する資料をえた。ここでは、まず京全体のなかにおける東三坊大路の位置にふれ、つぎに一条三坊十五・十六坪に形成された居住地の検討におよぶ。

### A 条坊の復原

大 路 6AFB区の発掘調査によって東三坊大路の位置が決定し、平城京条坊制に関する新知見を加えることになった。平城京の条坊制については、さきに1800尺の方格地割りをきめ、この条坊計画線にもとずき、大路幅8丈、小路幅4丈、さらに朱雀大路幅28丈、二条大路幅16丈、一坊大路幅12丈と推測したことがある。<sup>\*</sup> それらの数値は水田の形状や畦畔の状況から割り出したもので、発掘調査による遺構上の計測値ではなかった。その後の調査によって、平城宮西面中門、同南門、朱雀門、および宮の東南隅に接する二条大路、東一坊大路、二条条間大路、朱雀大路などの遺構が明らかになり、条坊に関する資料が豊富になっている。各地域の発掘調査では、宮城諸門が1800尺の条坊計画線上に位置することが立証されたが、大路の幅員については推測とことなる結果をえた(PLAN 1, fig. 25)。

大路の発掘

東一坊大路 平城宮跡第32次調査と第39次調査において、二条大路と東一坊大路との交叉点と平城宮東院南門外で東一坊大路の全幅を検出した。<sup>\*\*</sup> 大路の東西に添って側溝があり、西側溝幅8尺、東側溝幅4尺で、両側溝の心心距離は80尺であった。側溝の外側には居住区を画する築地があるが、二条大路の南では築地間心心距離が110尺となる。二条大路の北では平城宮大垣と西側溝の間に幅40尺の堀地を設けているので、築地間心心距離は130尺余りとなる。側溝間の中軸、つまり大路中軸線は東院南門の中心にあたり、中軸線は朱雀門心から532.78m(0.296m×1800尺)となる。その後、五条条間大路付近で朱雀大路の調査をおこない、路面幅約70m、東西側溝心心幅74mを確認した。<sup>\*\*\*</sup>

二条大路 第32次調査で、平城宮の東南隅に接する二条大路を検出した。北側溝幅8尺、南側溝幅4尺、側溝間心心距離が126尺であり、路面幅は120尺となる。築地間距離は宮の南面堀地をふくみ、心心距離の計測値は179尺であるが、造営方位の振れなどによる誤差を見込むと計画尺としては180尺といえる。二条大路の条坊計画線は朱雀門心、つまり宮南面大垣心の南方80尺の線にあり、堀地として40尺を設定するので、条坊計画線が二条大路北側溝心の南40尺の線にあることになる。このようなことから、二条大路自体の中軸線は条坊計画線から南方へ23尺

\* 「平城宮の四至と条坊」『平城宮報告Ⅱ』p.99

1967. p.37)

\*\* 「昭和41年度平城宮発掘概報」(奈文研年報

\*\*\* 『平城京朱雀大路発掘調査報告』1974

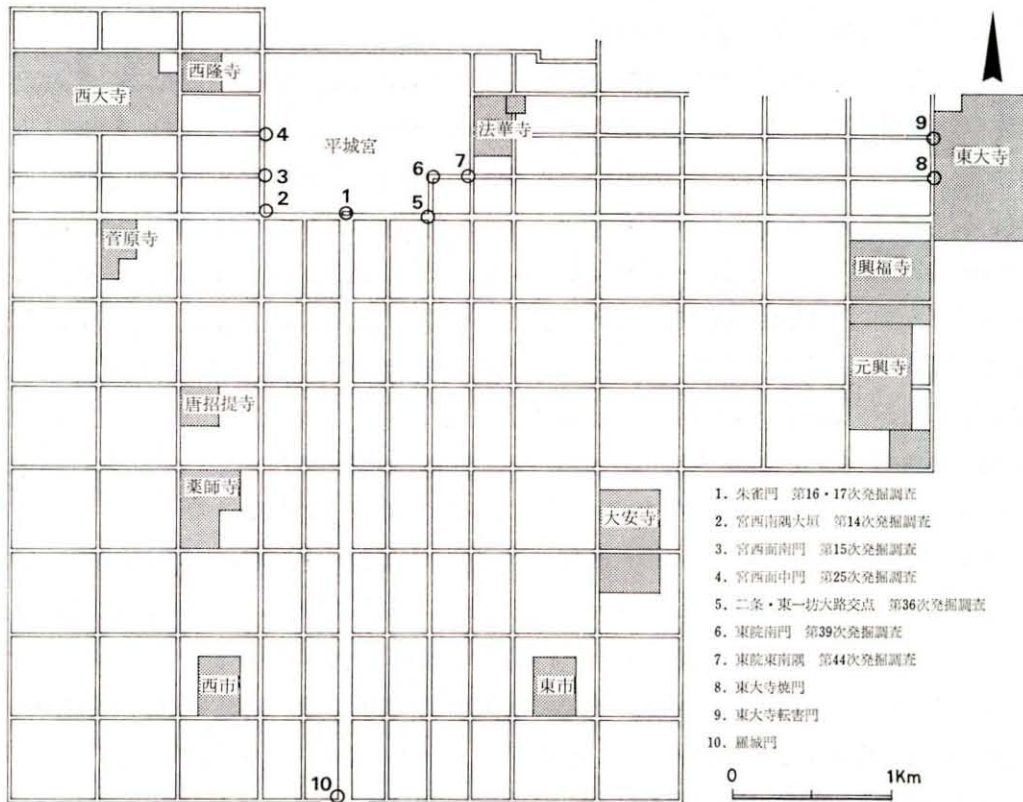


fig.25 平城京条坊図

〔(126尺÷2)－40尺〕ずれることになる。東一坊大路以東の二条大路の幅員については、南側溝と築地が東一坊大路以西の延長線上に位置することが判明しているにとどまり、北側溝については調査がおよんでいない。南側溝の線を東一坊大路以西と同じ位置に揃えていることからすれば、北側溝についても同様にかんがえることができ、幅員は126尺とすべきであろう。以上のことから二条大路設定の方法についていえば、平城宮の南面堀地40尺幅を確保するため、北側溝を条坊計画線の北40尺の位置におき、南側溝を条坊計画線の南86尺の位置に設けたのである。

二条条間大路 第39次調査で西部を調査し、第44次調査で東部を調査した。この大路の側溝は、2回ないしは3回の改修を受けている。平城京造営当初の側溝として確認できたものは、第39次調査で検出した東院南門外を流れる北側溝 SD4999 と第44次調査で検出したところの南側溝SD5785である。二条の側溝はともに東院南門が構築される養老～神亀年間に埋立てられたとみてよい。側溝幅はともに8尺である。対応位置で遺構検出をおこなっていないため数値に正確を期しえないが、側溝間中心距離は80尺と推定できる。この条間大路中軸線と条坊計画線との関係については、北側溝と二条大路北側溝との中心距離が900尺 (264.4m ÷ 0.2938) となり、造営尺の短いうらみはあるが大路中軸線と条坊計画線とが一致することになる。

平城宮東院成立後の条間大路幅は、造営時の幅員に比して狭くなる。すなわち、第2期には40尺、第3期には50尺に変更する。第2期の東院南面大垣は、南門の梁行中央柱にとりつく掘立柱塀である。この塀は大路の旧北側溝SD4999の北方40尺に位置している。しかしながら、堀地の幅を広くしたために大路北側溝が約2.2m南へ寄り、路面幅を減じるようになった。第3期では大垣を築地に改修し、南門の梁行のうち北の柱間にとりつける。このとき、東院東南隅の位置は第2期の位置を踏襲したため、築地の方位が東で南に大きく振れ、堀地の幅が東部で

路面敷の変更



狭く西部で広くなる状況をまねいている。

以上のように、二条条間大路は東院の造営に影響されながら変化をたどるが、平城京造営当初の大路は東一坊大路と規模を同じくしている。少ない例であるが実際に検出した大路から、以下のような共通点を見出すことができよう。東一坊大路と二条条間大路は、条坊計画線を中軸として左右に40尺振りわけた位置に側溝を設け、二条大路では条坊計画線に対して北へ40尺、南に80尺(実際は86尺)の位置に側溝をおく。いずれも条坊計画線から40尺の倍数值で振りわけられている点に注目しなければならない。従来は平安京の例にならって大路幅員を築地心距離としてきたが、平城京の遺構では側溝の心距離を基準とすべきであろう。つまり、大路の両側溝は、条坊設定時における縄張りのな役割りを負っているのである。

**条坊の方位** 現在までに確認しえた平城京の条坊計画線の位置は、fig.25の通りである。それらの計測値にもとずき、国土座標を軸とする条坊方位の振れをみてみよう。

**朱雀大路の振れ**

**朱雀大路** 羅城門心と朱雀門心とを結ぶ朱雀大路中軸線の振れは、北で西に $0^{\circ}15'41''$ である。他方、朱雀門と平城宮推定第1次内裏中心を結ぶ平城宮の中軸線は $0^{\circ}15'20''$ となり、朱雀大路の振れとほぼ等しく、同一の規矩によっていることが類推される。

**南一条大路** 南一条大路については発掘調査で確認していないが、平城宮の西面中門と東大寺転害門とを結ぶ中軸線の振れを算出することができる。東で北に $0^{\circ}05'09''$ 振れている。

**二条条間大路** 東院南門心の南80尺(23.6m)に大路中軸線をおき、これと平城宮西面南門および東大寺焼門を結ぶ中軸線の振れを算出する。平城宮西面南門と東院南門外との間では $0^{\circ}03'45''$ 東で北に振れ、東院南門外と東大寺焼門の間では $0^{\circ}15'08''$ 東で北に振れている。

**二条大路** 二条大路の中軸線は宮の東南隅で確認しているが、軸線の振れを算出する距離での発掘はおこなっていない。だが、その北方で平行する宮の南面大垣については、朱雀門をはさむ東西の隅が確認されている。その振れは、朱雀門から西では東で北に $0^{\circ}04'23''$ 、朱雀門から東では東で北に $0^{\circ}03'23''$ となる。南面大垣と二条大路が平行するものとかがえ、東西の平均値 $3'53''$ を宮南面における二条大路の振れとみることができよう。

以上のべたように、南北方位は朱雀大路中軸線の振れ $15'$ 弱、東西方位は宮の周辺部で $4'$ 前後、東大寺焼門まで離れると $15'$ 余りの振れとなる。つまり、現在確認できる範囲内において京の造営方位をみるに、国土座標系を軸にして逆時計廻りに $3'$ 台から $15'$ 台の角度で振れていることになる。\*

**東三坊大路** 発掘調査で確認した東三坊大路に関する遺構は、路面敷と東側溝である。大路の東と西に位置する築地については、これまで東三坊大路に比定した水田の左右にのびる畦畔を想定し、その東西幅は22m前後であった。調査に際して、この畦畔を発掘することはできなかったが、東側溝の東にのびる畦畔を築地の痕跡に推定することは可能である。

\* これらの平城京造営方位を真北基準に換算して唐長安城外郭城基の方位と比較すればつぎのようになる。〔唐長安城地基初步探測〕考古学報1958-3)

平城京			長安城		
朱雀大路中軸	22'30''	北偏西	東城基	15'41''	北偏西
平城宮中軸	22'09''	〃	西城基	22'02''	〃
二条条間大路	21'57''	東偏北	南城基	7'32''	東偏北
宮南面大垣	10'42''	〃	北城基	20'12''	〃

西側の畦畔を坊の東面築地に仮定するならば、その東方約4mに位置するSD570を大路の西側溝に比定することもできよう。この場合、大路の幅員(SD650とSD570との心距離)は50尺となる。他方、西側の畦畔に接するSD566Bを西側溝に比定するならば、その幅員は75尺程度になる。SD570が中世の氾濫をうけ9世紀以前に遡る証拠がないこと、SD566Bの検出範囲がきわめて狭いことから、現在はいずれともきめ難い。しかし、京の大路幅を上述の諸例でみたように80尺とするならば、SD566Bを西側溝に比定するのが妥当である。

西側溝の決定

東三坊大路の正確な中軸線を求めることができない現在、方位を明確にすることはできない。東側溝の振れを測定するならば、北で西に40'弱振れることになる。40'の振れは、他の条坊方位にくらべて大きい。このことは、検出した東側溝が9世紀初頭に大規模な改修を受けた後のものであり、平城京造営当初の方位を失ったためであろうか。朱雀門心から東三坊大路東側溝心までの距離は1599.63mである。これを条坊計画線にあてはめ、 $[(1800\text{尺} \times 3) + 40\text{尺}]$ で単位尺を換算すると0.294mとなる。

発掘調査の結果、東三坊大路東側溝SD650はA・Bの2時期に区分できる。いずれも平安時代の遺物を包含し、奈良時代末期ないしは平安時代初期に大改修を受けたのちに土砂が堆積したものである。\* 流路の変化や堆積層の相違から識別しうるSD650の時期について、铸造年次をことにする銭貨の出土状況が有力な手掛りとなる。ただ、注意しなければならないのは、発掘区の随処で確認した三層の分離が、延長240mにおよぶ全域において均一に存在しないということである。場所によっては、層位の攪拌や逆転があった。SD650Aからは、和銅開珎から貞観永寶に至る9種の銭貨を検出した。そのうち、870年に铸造された貞観永寶がもっとも新しく、溝の下限の1点を示す。上限については、この溝に存在した告知札の年紀によって、天長5年(828)を一つのよりどころにすることができる。銭貨の出土量からすれば、和銅開珎から隆平永寶までの量が少い傾向であるのに対し、富壽神寶から承和昌寶にかけての銭貨が多くなる。このことは、下層の堆積開始が富壽神寶の铸造年である818年に近い時点であることを暗示しているとみてよい。他方、SD650A様式の土器は、平城宮のSE272B様式土器に後続する様式であることからすれば、遺物堆積の盛時が835年以降になる。SD650Bはさらに上下2層にわかれる。下層からは萬年通寶から延喜通寶に至る9種の銭貨を検出した。その上限については、貞観永寶以後、寛平大寶の铸造年である890年の間におくことができよう。最下限は延喜通寶の存在によって、その铸造年である908年頃におくことができる。上層からもほぼ下層と同種の銭貨を検出したが、そこでは延喜通寶を欠いていた。とはいえ、他の遺物については下層との間に極端な時間差がみとめられないことから、908年に後続する短期内に埋没したものとして差支えなからう。

平安時代の東三坊大路

以上のようなことから、8世紀初頭に開通した東三坊大路が9世紀全般を通じて活用維持されていたことがわかる。

**北京極大路** 東三坊大路は水田の地形によって、ウワナベ古墳の南外堤線までたどることができる。推定南一条大路中軸線の北方1800尺の位置が北京極大路の心となるが、その位置はウワナベ古墳の周濠にあたり、設定不能である。実際東外堤の発掘を通じてもそれらしき遺構は検出

\* 『延喜式』左右京式に「凡京路、皆令当家毎月掃除」とか「凡宮城辺朱雀路溝、皆令雇夫掃除」とあり、道路と側溝を維持するため定期的

な掃除がおこなわれていることがわかる。また、東一坊大路側溝においても側溝の堆積は奈良時代末の最終段階のものであった。



されていない。6AFB-J地区で検出したSD444は、ウワナベ古墳外堤の東南隅をめぐる奈良時代につくられた溝であり、この溝の南側が京造営時の整地を受けている。SD444とI地区のSD451の間約24m幅の部分は、奈良時代では顕著な遺構はなく空地であり、むしろ奈良末・平安時代の小規模建物が集中している。このあたりが、北京極大路であろう。約24m幅の水田地形はウワナベ古墳の南外堤に添って西進し、西南隅で北上する。おそらく、これが北京極大路の姿であろう。いうなれば、ウワナベ古墳の南外濠を拡幅して大路に利用しているのである。北京極大路の北側溝に想定できるSD444は北上してSD734と結び、東外濠を路面とする道路の側溝となって北上するようであるが、京外に出た東三坊大路が西に迂回するか否かは不明である。

このほか、F地区には北一条大路、A地区には南一条大路が存在しないしは近接することになる。しかし、発掘区内では築地や側溝で画する実際の遺構を検出していない。

**小路** 6AFB-C地区の東寄りに存在するSA620には、開口部を設けている。この部分は、ちょうど左京一条四坊三坪と四坪との間に存在する小路に相当するようである。いま開口部の中心をA点とよび、南一条大路と二条大路からの距離をみてみよう。

南一条大路中軸線が平城宮西面中門心と一致し、二条大路の条坊計画線が朱雀門心の南80尺の位置にあることはすでにのべた。そこで、A点から、平城宮西面中門心、朱雀門心までの国土座標系における南北距離を求めると、それぞれ135.17m、642.64mとなる。これをさきの造営方位で修正すると、南一条大路からA点間の距離は132mとなり、二条大路とA点までの距離は640.87mとなる。一方、条坊計画線による小路の位置は2大路間の $\frac{1}{2}$ であるから、南一条大路とA点までの距離は450尺、朱雀門心からA点までの距離は1800尺+450尺-80尺=2,170尺となる。これにより、それぞれの単位尺を求めてみると、前者では0.2933m(132.0m÷450尺)、後者は0.2953m(640.87m÷2,170尺)となる。0.2953mは造営尺として適当であるが、0.2933mはやや短い。しかしながら、仮りに0.2953mを造営尺とすれば、450尺×0.2933m=132.88mとなり、1m以内のずれにとどまる。南一条大路の条坊計画線の振れが5'以内ならば、A点は小路の中軸線に一致することになる。だが、ここには小路の存在を明示する側溝などは存在しない。遺構面がかなり削平されており、西方のSD611との関係についても明らかでない。また、時期を決定する遺物も発見されていないので、ここでは、しばらく坊内を区画する柵とかがえるにとどめておきたい。

## B 左京一条三坊十五・十六坪の検討

6AFB-F～J地区の遺構のうち、大規模建物を中心とするG～I地区と小建物が累重するJ・F西地区とは性格がことなる。ここでは、各地区の時期別の遺構配置からのべよう。

**G北～I地区の遺構** この地区では、整地土層の相違から検出遺構を前後3期に類別できる。

第1次整地面で検出した遺構は、建物7棟(SB471・SB481・SB482・SB483・SB490・SB498・SB528)、溝2条(SD477・SD527)、井戸2基(SE464・SE495)であり、I期に属する。第1次整地面で検出した遺構がすべて同時に存在するわけではない。SB471、SB482、SD477は重複して存在し、同時のものではない。つまりI期は3小期に区分できるのである。重複して検出された3遺構のうち、SD477が2棟の建物の柱穴を破壊しているため、時期的にはもっとも後出

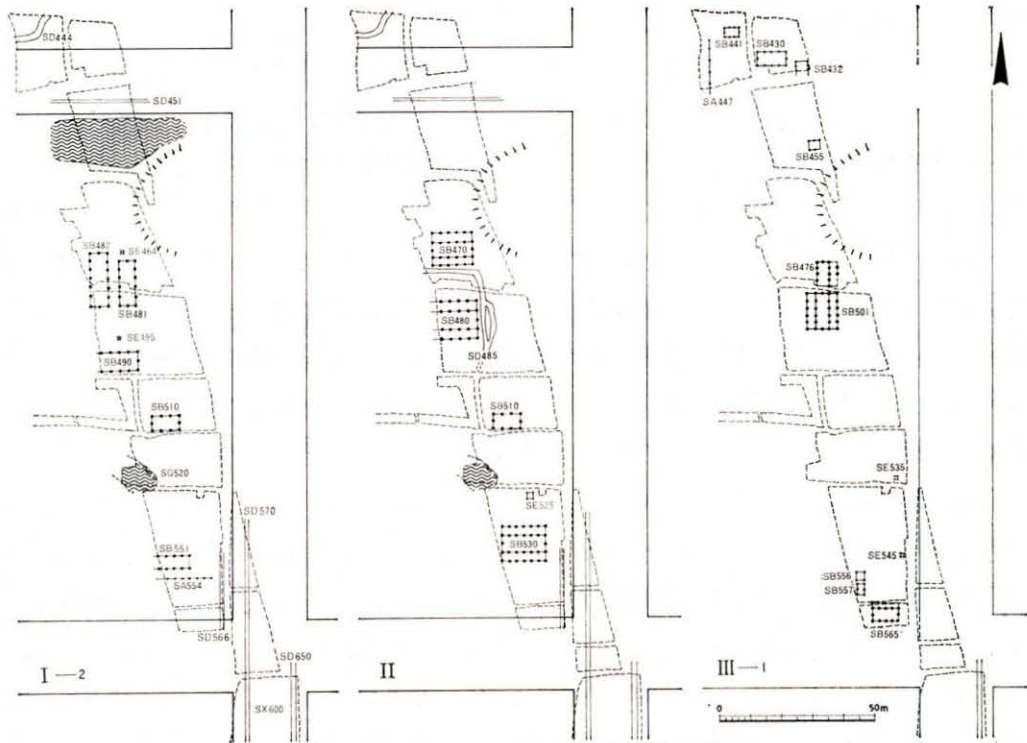


fig.26 6AFB-F～J地区主要遺構変遷図

のものであることがわかる。SB471とSB482との前後関係は不明であるが、SB482がSB481などと組合う大型の建物であることを考慮するならば、SB471を古くすることができる。このようなことから、第1次整地面検出の遺構は、I-1期(SB471)、I-2期(SB482)、I-3期(SD477)に区分できる。SB481の西側柱筋とSB482の東側柱筋との間隔は12尺、両建物の心距離30尺で、南妻柱筋を揃えている。SE464はSB482の東側柱筋から20尺東に、SB481北妻柱筋から10尺北にあり、同一計画にもとづくものであろう。SB481、SB482の南方48尺をへだてて存在するSB490は、桁行を5間に想定することができ、その東西の妻柱筋は、SB481・SB482の側柱筋に揃えている。同様にSB490の北10尺をへだててつくるSE495にも同時性がある。このようなことから、SB481、SB490、SE495はI-2期に属することとなる。SE495の東北にある小建物SB483が、井戸に関連する建物とすれば、I-2期に属するが、I-1期に遡る可能性もある。SB510は平塚2号墳の前方を削平した部分に構築したものであり、整地層による分期はできない。しかし、SB490の南側柱筋とSB510の北側柱筋との間隔では50尺、柱掘形の大きいことなどを考慮するならば、I-2期に比定しうる。確実にII期に存在するSG520も、I期にその築造が遡る可能性がある。

第1次整地以前に平塚2号墳西濠を掘込んだSD527は、埋立整地以前の排水溝とみられ、仮りに平塚1号墳と2号墳との間に濠埋立の時間的小差があるとすれば、I-1期に相当するであろう。I-3期のSD477の下流はSD485にあたり、第2次整地面からの検出であるがI-3期に遡る可能性が強い。SD527に重複するSB528は方位が北で西に振れ、これと方位を同じくするSB498とともにI-3期に属するであろう。また、平塚1号墳北濠を横断するSD453Aが、I期の当初から存在した可能性がある。I-2期においては、建物や井戸で構成される居住空間としてのまとまりがあるが、その前後の遺構は希薄になる。このことからI-1期遺構は平城京造営時、ないしは直後の仮設的なもの、I-3期遺構はつぎの第2次整地をおこなう

第I期の細分



事前の施設とも考えられよう。

第2次整地面で検出した遺構は、建物2棟(SB470, SB480)、溝2条(SD453, SD485)、園池1(SG520)であり、Ⅱ期としてまとまる。これらの遺構は重複して存在せず、とくに小期に細分する必要はない。また、Ⅰ期遺構SB510はこの時期にも存続している可能性がある。

第3次整地面で検出した遺構には、建物5棟(SB455, SB476, SB501, SB502, SB504)、井戸1基(SE466)があり、Ⅲ期にまとまる。それらの遺構のうち、SB476とSB501は重複しており、同時存在はありえない。このことから、第3次整地面で検出した遺構はⅢ-1期とⅢ-2期とに区別される。柱筋の方位によって区分するならば、SB476, SB501, SB502はⅢ-1期, SB504はⅢ-2期に属することができよう。ただ、SB455とSE466については小期を決めることができない。また、G地区のSE535もこの時期にいておく。

**J地区の遺構** この地区での主な遺構は、建物6棟(SB430, SB432, SB437, SB440, SB441)、柵2条(SA447, SA448)と溝1条(SD444)である。いずれもすでに削平された地山面で検出したものであり、層的に前後関係をたどることはできない。次善の策として遺構の方位で分類するならば、2群に大別することができる。第1群は真北に近い方位をとるもので、SB430, SB432, SB441, SA447, SD444がこれに属する。それらの造営尺は0.295mである。第2群は北で東に約8°振れる遺構で、SB437, SB440, SA448であり、その造営尺は0.30mとなる。いずれもⅢ期に属するのであろうが、第1群を奈良時代末期の遺構、第2群を平安時代の遺構にかんがえることができよう。また、第2群の遺構はSB437とSB440-1とが重複することから、2期に細分しうることができる。しかしながら、SD444だけは北京極大路の北側溝に比定しうることからすれば、Ⅰ-1期に遡る可能性がよい。

**F・G南地区の遺構** 両地区には建物13棟(SB530, SB550, SB551, SB552, SB555, SB556, SB557, SB559, SB560, SB561, SB562, SB563, SB565)、井戸2基(SE525, SE545)、柵3条(SA553, SA554, SA558)、溝1条(SD566A)がある。しかし、削平が著しく整地層による時期別は不可能である。ここでは、SA553とSA554を境にして、その南北では遺構の状況がことなっている。すなわち、北部のSB550, SB551が比較的大型の建物であるのに対し、南部では多数の小建物が累重する。このことから、両者は別に考慮しなければならない。

切合い関係  
による分期

SB530はSB550とSB551に重複して構築しており、両建物よりも後出の建物である。SB550とSB551とは同時存在もかんがえられるが、方位をことにするため、2期にわけるときで、一応SB550を古くかんがえる。建物の南方を画する2条の柵(SA553, SA554)にも重複関係があり、SA554の方が古い。SB530とSB551との関係に対応するのである。G北～I地区の時期別をここにあてはめてみると、SB550がⅠ-1期, SB551とSA554がⅠ-2期, SB530がⅡ期ということになり、SE525については所属時期を定め難い。SA553とSA554以南の遺構は、真北に近い方位をとる建物(SB555, SB556, SB557, SA558, SB562, SB563, SB565)と、わずかに東で南に振れる建物(SB559, SB560, SB561)とにわかつことができる。柵以北の建物と柱筋を揃えるものはなく、北方の分期に合せるとⅢ期に属する。しかし、Ⅲ-1期内でもSB563, SB560, SB561とSB565との重複関係からすれば、真北方位に近い建物群が古く、仮にⅢ-1期とし、他をⅢ-2期とする。SA554, SA553とSB555, SB556の間には同時存在がありえず、さらに細分しうる。なお、SD566Aは東三坊大路西側溝である可能性がある。

**遺構配置と3期の年代** すでにのべてきたように、6 AFB—F～J地区は左京一条三坊十五・十六坪に想定される条坊内の東半分におさまる。しかし、この坪をめぐる築地や柵などの遮蔽物に関する遺構は検出していない。さて、C地区のSA620の開口部の中心A点が東西小路の中軸線に相当するものとして、A点から2坪分である900尺(基準尺0.2954m)北上した地点、つまり十五坪と十六坪との境を求めると、SB470の身舎北側柱筋に一致する。また、坪と坪との間に存在したのであろう小路の痕跡などはなく、十五坪と十六坪とは併合して利用されていることがわかる。G地区西方に設けたトレンチは十五坪を東西に横断するが、トレンチの範囲では坪を細分する溝や柵などを検出しておらず、1坪の東西幅であるSB566Bの西方約400尺の付近まで同一地割り内に包括されていたとみてよい。つまり、水田地形に残る十坪と十五坪間に存在する南北小路が、今回検出した遺構群の西限となる。南限については、北一条大路の遺構を検出していないが、仮りにSB470の身舎北側柱筋から南方へ1坪分の距離(450尺-40尺=410尺)である121mの地点を求めて、南限とする。十六坪は1坪分のすべてを存在するのではない。北辺がウワナベ古墳によって限定され、さらに北京極大路を確保するために、南方の約1/3をとどめるにすぎないのである。このことから、北限はSD451付近になる。

以上のようなことから、南北約180m、東西約118mの長方形区画を坊内居住区域として想定することが可能である。この区画のなかで、今回検出の遺構がどのように位置づけられるであろうか。G地区の西方トレンチでは、建物などの遺構は検出されていないが、その後方のH地区西方では調査の前後に柱根や土管が発見されており(fig. 28)、H地区の建物に関連する遺構が西方に予想される。検出した奈良時代の建物の多くが東西棟建物であることから、南を正面とする建物配置であろうが、それらは坪の東方に偏しており中心的な建物とはかんがえられない。いま坪内遺構のすべてをふくむ中軸線を知る手掛りをもたないが、たとえば、SB470程度の東西棟建物ならば東西に3棟並置することは可能である。このように仮定すれば、今回検出した建物群は東翼を構成する脇殿的な施設で、H地区西方で存在が予想される建物は中軸上に位置する建物になるのであろう。\*

居住区域の  
設定

以上のべたのようにI期とII期とで建物配置が相違し、空間利用に変化がある。しかし、第I期のSB481、SB482、SB490が井戸を中心にまとまる建物であり、I期からII期にわたって存在するSD485に多量の食器類が投棄されていることからすれば、厨房的な性格が濃厚である。しかし、SB490以南にはSG520などがあり、後方とは性格をこととしている。南方のSB551やSB530の用途については知るすべがないが、SA554、SA553は存在したであろう北一条大路に面するの築地ないしは柵と対応し、坊内の仕切りをなしているとみてよからう。

SD485出土の木簡、土器などのなかには、遺構の年代をしる手掛りがある。木簡では和銅、年代  
靈亀、養老など奈良時代初頭の年紀をとどめるものがあるが、いずれも貢進付札であり、遺構の下限を限定しない。他方、土器には和銅の年紀を墨書するものがあり、木簡の年紀と矛盾しない。また、II期のSB470の柱掘形からは養老年間に比定しうる軒丸瓦6301Cが出土している。第3次の整地層中には奈良時代の遺物に混って平安時代の緑釉陶器片などが混在している。

うのようなことから、I期の開始を和銅3年(710)の平城京遷都の時点におき、II期の開始はSB470および、SD485の遺物から、養老～神亀の間におくことができる。II期の終末につ

\* 1974年に調査した奈良市庁建設地など坊内の発掘により、東西棟建物が主屋をなし、南北棟

の建物が少ないことが判明している。



いては決め手を欠くが、一応木造建物の耐用年数から逆算して天平初年において大過なからう。Ⅱ期とⅢ期との間には、大きな空白がある。つまり、Ⅲ期では確実に奈良時代に属する遺構が存在しないからである。Ⅲ期の年代については、漠然と奈良時代末期から平安時代にかけての時期にするほか、年代を限定する資料をえていない。この時期にも奈良時代初期に画された条坊地割りが存続するが、建物の規模が小さくなり、北一条大路と北京極大路の路面敷に小建物が群在するようになり、ここに平城京は終幕を迎えることになる。

## 2 遺 物

### A SD485 出土木簡

SD485から出土した判読可能な木簡28点のうち、米(白米)、庸米に関する貢進付札が多数を占めていた。貢進地のわかるものでは、参河国額田郡、青海郡、八名郡が7点(4~10)と多く、ほかに丹波国船井郡(11)、淡路国津名郡(13)が各1点ずつある。このうち、年紀の判明するものは「和銅6年」3点、「靈龜3年」「養老7年」各1点で、奈良時代初期に集中している。

ところで、このように国郡を通じて平城宮に貢進された物資の付札が、宮外の坊内居住地から発見されたことについて、かんがえてみよう。まず庸米は仕丁、衛士等への大糧、あるいは雇役民や雇直の食料として支給されたものである。また白米は諸司の常食に充てるとするのが今の建前であった。諸司常食と大糧、雇役の直やその食料とみると、当所においてある程度の規模をもった労働がおこなわれたとみてよい。また、「官奴婢食料一斛」(17)が注目できる。官奴婢は官の労役に従事する奴婢で、その食料の木簡が発見されたことは、この地に官奴婢を労役に従事させ食料を支給した事実があったことを推測できる。庸米・白米の貢進札、また、これらにみられる奈良時代初期の年紀、さらに「官奴婢食料」などを総合して考えると、この地域で奈良時代初期に仕丁・衛士をはじめ雇役も含めて、さらには官奴婢らを使役してある程度の労働が行なわれたとみることができる。つまり、仕丁をはじめ官奴婢を支配し、あるいは人民を雇役することのできる人物の邸宅を想定することができよう。\*

つぎに、木簡とは少し離れるが、左京一条三坊十五・十六坪に居住する人が、どれほどの階層に属するかという点について、文献史料でのあらわれかたをみてみよう。

平城京の建設とともに京内に居住する官人層への宅地班給がはじまるのであろう。しかし、この宅地班給の実体を直接に示す資料はない。そこで、藤原京・難波京における宅地班給の基準をみてみることにしよう。『日本書紀』持統5年(691)12月乙巳の条に「詔曰、賜右大臣宅地四町直廣貳以上二町、大参以下一町、勤以下至無位、随其戸口、其上戸一町、中戸半町、下戸四分之一、王等亦准此」とある。ここでの班給基準は、官職・位階および戸口の多少によっている。すなわち、官職では右大臣のみを特別に4町とする。位階ではこれを2大別し、直広貳

藤原京の班給

\* 平城京造営に関連する、造京司、木工寮などの宮司である可能性もあるが、遺物が坊内の建物に付属したSD485から出土していることを考

えると、木簡も坊内の建物を使用した人物との関連において把握すべきである。

(従四位)以上に2町,直大参(従五位)以下を1町とする。勤位(6位)以下無位に至る者は,その戸口の多少により,上戸1町,中戸 $\frac{1}{2}$ 町,下戸 $\frac{1}{4}$ 町とした。この場合,戸の等級は『令集解』田令所引の慶雲3年(706)2月16日格によれば,戸口数にもとずき,大戸は8丁以上,中戸は4丁以上,下戸は2丁以上という。『続日本紀』天平6年(734)9月戊辰条に難波京での班給基準が決められ,「班給難波京宅地,三位以上一町以下,五位以上半町,六位以下四分一町之一以下」という。ここでの基準は,位階によるもので,三位以上が1町以下,五位以上は $\frac{1}{2}$ 町以下,6位以下は $\frac{1}{4}$ 町以下と定めている。

難波京

さて,平城京での班給基準は不明であるが,藤原不比等や新田部親王の例によって宅地を想定することができよう。藤原不比等の邸宅は後に法華寺の寺地となり,新田部親王の邸宅は唐招提寺に施入された。このことから,法華寺旧境内に想定する四町,唐招提寺の旧境内に想定する4町をもとの邸宅区域と想定してよかろう。藤原不比等は,平城京遷都時には,右大臣であり,没した養老4年(720)10月には太政大臣,正一位を贈られており,かれの宅地は4町であったとみてよい。新田部親王は,平城京遷都時には,三品であり,神亀元年(724)2月に一品に叙せられる。『唐鑑真和上東征伝』に,鑑真が新田部親王の子である氷上真人(塩焼王)の宅を訪れ,寺地としての福地であることを覚ったという記事をのせており,新田部親王の宅地が子の塩焼王に伝領されていることがわかる。塩焼王は天平宝字元年(757)7月,橘奈良麻呂の事件に坐し,臣籍に降下して氷上真人の姓を賜わる。ともに橘奈良麻呂事件に坐する弟の道祖王が「右京の宅」に囲まれていることから,新田部親王の宅地に塩焼王と道祖王がともに居住した可能性がある。いずれにせよ,事件後に「没官地」となり,ここに唐招提寺が占定されたのである。藤原仲麻呂の田村第については有名であるが,岸俊男は田村第を左京四条二坊の4町に推測している。<sup>\*</sup> また平安時代の記録であるが,多治比弟笠が佐保川の付近に家地1町をもち,紀勝長が左京二条五坊七町に家地1町を所有していたことが判明している。<sup>\*\*</sup> 以上のような諸例によって平城京においても藤原京に準じる宅地の班給がおこなわれたとみてよいであろう。

平城京の班給

今回検出した遺構は,すでにのべてきたように,左京一条三坊十五・十六坪にまたがる2町分の敷地に設けられたものである。藤原京に準じれば,従4位以上の貴族の邸宅になるのであろう。左京一条三坊の住人としては,大原真人今城ほか3名が知られ,<sup>\*\*\*</sup> そのなかでは,大原今城の邸宅の可能性もある。しかし,彼の経歴は奈良時代前期に活況を呈し,中期に断絶し後期になって再び大規模な整地をおこなうという遺構が示す事実と呼応しない。かりに彼の父が穂積親王であって,その宅地を伝領したとしても同じように奈良時代中期に断絶するという遺構の事実と呼応しない。また,彼の位階が従五位であったことを考えるとこの可能性はきわめて少ない。それでは,この2町の宅地の主は誰であろうか。前述したように,奈良時代初期に,仕丁・衛士,また官奴婢らを使役することによって,この地で労働をおこない得た人物のひとりとして,いま長屋王を推定することができる。つまり,長屋王の作宝宮である。長屋王は,和銅3年4月に,式部卿,従三位とみえ,平城遷都時は従三位で,前の班給基準からすると宅地2町にあたり検出の遺構と合致する。彼は,神亀元年,正二位,左大臣に昇進するが,天平元年(729)2月,自尽する。ところで,神亀5年,彼の発願による神亀経の奥書には「檢校使作宝宮判官従

長屋王

\* 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」(『日本古代政治史研究』所収 1966,p.401)

\*\* 延暦23年6月10日僧綱牒『平安遺文』第1巻

24号 延暦23年6月20日東大寺家地相換券文『平安遺文』第1巻25号

\*\*\* 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』1966



**作宝宮** 六位上勲十二等次田赤染造石金」とみえるのが注目できる。<sup>\*</sup>「作宝宮判官」とあって、一個人の家政機関ではなく、宮として四等官をもっているのである。このことは、作宝宮が半ば公的な機関に相当することを意味し、前述の庸米・白米・官奴婢食料などの木簡も、この点から合理的に解釈できよう。また、この地域で出土した緑釉水波文埴は宝殿らしきものを類推するにたる貴重な遺物であるが、これも作宝宮と呼ばれる長屋王の邸宅にふさわしいものといえよう。いま、長屋王の作宝宮をうたった詩が『懐風藻』に多数収められている。そのなかで、長屋王自身の詩三首についてみよう。<sup>\*\*</sup> 宝宅に新羅客を宴したときの情景として「桂山余景下り、菊浦落霞鮮らけし」と菊のかおる浦をよみ、また、初春に酒宴をした作宝楼の宅の風景はうるわしく、積草の池の如き林泉に初春の年はあけたと述べている。菊浦といい積草池といい、いずれも池をもった作宝楼であったことが述べられており、池をもった庭園の遺構の事実とよく合致している。ところで、<sup>きほ</sup>作宝は佐保に通じる。この発掘地周辺から東方にかけての一带は後世佐保田庄となった地域で、<sup>\*\*\*</sup> 長屋王宅がここに推定できれば、それはまさしく佐保宅と呼ぶにふさわしいのである。一名「作宝楼」とも「作宝宮」ともいうことから、長屋王が自からの邸内に「宝殿」をつくったことはじゅうぶんかんがえられる。

## B SD650 出土木簡

SD650出土木簡には、天長5・7年(828・830)の年紀をもつものがあり、その廃棄の一時点を示ることができる。23点の木簡のうち、意味不明のものを除くと、記載内容によって、人の往来関係を示すもの(29~32)、官司の物資・人夫などを記するもの(34~40, 43)、あるいは經典など寺院に関係するもの(41, 44)にわけることができる。

**告知札** 4点の告知札(29~32)は、形態や文章内容によって、人々の往来する場所に掲示する一種の榜示であることがわかる。

ところで、告知札にみえる牛・馬などの拾得について厩牧令では「国郡の得たらん鬪畜は皆当界の内に仰せて主を訪わしめよ」とある。また、奴婢が逃亡して捉えられた場合にも同様に奴婢が主を知らなければ榜告せよという(捕亡令官私奴婢条)。鬪畜、奴婢いずれの場合もその主人を捜索する手段として榜札が用いられたとみてよい。

**榜示** 平安時代になると、禁制を内容とした太政官符が、その伝達手段として交通の要衝などに榜示されるようになる。たとえば、京の喪儀が借奢になることを禁じた太政官符には、「所在の条坊および要路に於て明らかに榜示を加えよ」(『類聚三代格』延暦11年7月22日太政官符)といいまた僕隸が病を患って路次に追い出されて看護人もなく餓死する弊害をいましめる太政官符には、「仍て要路に榜示し、分明に告知せよ」(同上弘仁4年6月1日太政官符)という。今回の告知札は、太政官符などの禁制の榜示とはいえないが、盗難に遭った斑牛や走失した馬などの特徴を記し、公開捜査をおこなう点はまったく同じである。そうしたことから、告知札の立てられた東三坊大路が、人々の頻りに往来する要路であったことを物語っている。令の規定によれば、「鬪畜は当界の内に仰せてその主を訪わしめよ」という。山辺郡長屋井門村で盗難に遭っ

<sup>\*</sup> 大般若経卷第267(根津美術館蔵)

従った。

<sup>\*\*</sup> 『懐風藻』には長屋王の詩三首を収める。訓読・解釈は日本古典大学大系本(岩波書店)に

<sup>\*\*\*</sup> 永島福太郎「平城京址と莊園」(大和文化研究 第8巻8号 1953,p.1)

た斑牛に対して、郡界を越え添上郡にきて勝示をおこなうことは、またこの道路が交通の重要な要路として利用されていることを裏づけるであろう。

平城京の東三坊大路が、なぜ平安時代の要路として存続するのか。それはほかでもなく、この道路が大和と山背を結ぶ重要な幹線道路にかんがえられるからである。

古代の大和と山背を結ぶ要路としては、下ツ道、中ツ道、上ツ道の三道が比定されている。<sup>\*</sup> 幹線道路  
しかしながら、平城京遷都後、下ツ道は朱雀大路となり、その北部は宮城内にとりこまれてしまった。つまり、奈良時代になるとこの道によって山背へぬけることはできなくなる。もう1本の道、中ツ道は北上して平城京東四坊大路に接続する。この場合、山背にぬけるには、一条大路と交叉するあたりで西に回って現在の関西本線沿いの谷をぬけるか、東に回って現在の奈良坂、つまり国道24号線沿いに北上するかのいずれかである。後者の場合は、上ツ道の延長線にあたる。ところが、東三坊大路を北上すれば、ウワナベ古墳の東側の谷に遭遇し、中ツ道の西迂回路と同じである。ウワナベ道は谷間をぬけると比較的平易な道であるが、奈良坂の場合は難渋な山道となる。さらに、平城宮との関係からいえば、一条大路をへて東三坊大路を北進して山背国というコースの方が利用しやすいといえよう。この仮定からするならば、かつての奈羅関が平城京造営以降、東三坊大路の北上する国境線に設置された可能性がたつよいことになる。

東三坊大路を北上して山城へぬける通路は、平安時代の公家日記や物語などにあらわれる。たとえば、寛弘4年(1007)、藤原道長の金峯山参詣では、中ツ道を南下し、井外堂(木簡にみえる山辺郡長屋門村)に宿している。<sup>\*\*</sup> また、平安宮からの春日祭に遣された使者の通路もこの道で、『江家次第』によって図式化するとつぎのようになる。<sup>\*\*\*</sup>

平安京——……——→泉 津→不退寺→一条大路→梨子原→二条大路→春日大社

以上のように、平城京の東三坊大路は平安時代にもなお大和と山背を往還する道路として存続し、中ツ道と合体して大和盆地を縦断するもっとも重要な幹線道路に変貌したのであった。

**官宮工事** 木簡34から天長7年頃、柴井真継を将領とする造作が発掘区の近傍でおこなわれたと理解するならば、木簡35~40も同類である。他方、「別当殿」(41)については、木簡44や墨書土器に「寺所」「造物(所)」あるいは僧侶の人名と思われるものがあり、寺院の長官とみてよい。つまり、官が介入する寺院の建設がおこなわれた可能性を物語る。

寺院の造立に係る工事とするならば、東三坊大路に隣接する不退寺との関係が注目されよう。帝都を平城京に移遷しようとした平城上皇には、阿保親王、高岳親王(のちの真如)があり、両親王はともに大和と深い関係をもつ。すなわち、2人の親王の子女はそれぞれ在原姓を賜り、高岳親王の子である在原善淵は、貞観4年(862)に父親王が構えた堂舎を修旧している。<sup>\*\*\*\*</sup> 高岳親王の堂舎は超昇寺で、その寺域は平城宮推定第1次内裏後方地域に推定されている。

阿保親王の子には、在原仲平、行平、守平、業平があり、かれらのうちとくに在原業平が不退寺を創建したという伝承がある。すなわち、『大和志料』には「寺伝ニ平城帝大同四年祚ヲ嵯峨帝ニ譲リ平城ニ幸シ萱葺ノ殿ヲココニ造リテ徒御ス之萱御所ト称ス、上皇ノ皇子阿保親王及ヒ其子在原業平相承テコレニ居ル、承和十四年業平詔ヲ奉シ旧宮ヲ以テ精舎トナシ観音ヲ安置シテ不退転法輪寺ト称スト云フ」とある。現在の不退寺については、まだ発掘調査などがな

\* 岸俊男「大和の古道」(『古代の日本近畿』1970, p.93)

\*\* 『御堂関白記』

\*\*\* 『江家次第』巻第五 上申日春日祭事

\*\*\*\* 『三代実録』貞観4年12月25日



されておらず、その旧規などについても確認されていない。史料の初見は、貞観2年(860)に超昇寺とともにあるが、承和14年(847)創建の確証はない。もし、かりに現在の寺地が平安時代の創建以降変更されていないものとして、木簡史料をもふくめて推測をたくましくするならば、天長元年(824)の平城上皇没後、彼の離宮であった萱御所が寺院に変更された可能性がきわめて強いとみてよい。

## C 屋瓦

**軒瓦の編年** 出土した軒瓦のなかには、平城宮や周辺寺院の調査によって時期を限定しうるものがいくつかある。平城宮における造営期に準拠して、ここでは奈良時代の軒瓦をI～V期に区分する(別表4)。

**第I期** 第I期 和銅3年の平城遷都から、養老年間に至る期間(708～720年代)。軒丸瓦では6284C, 6301B・C, 軒平瓦では6671B・D, 6675がこの時期に属する。6301B・Cは興福寺創建瓦である6301Aよりも小型で、文様の細部も若干ことなる。6301A—6671Aが興福寺中金堂の一郭が建立された和銅年間に製作されたものとすれば、はたして6301B・C—6671B・Dを同時期におくことができるであろうか。この点で注目されるのは、養老4年(720)の円堂院建立を契機にして10月に「造興福寺仏殿司」が設置されたことである。造興福寺仏殿司の設置によって、藤原氏の私寺であった興福寺が官寺と同格の扱いを受けることになるのであるが、それとともに造瓦組織にも官窯としての改変があったものとおもわれる。6301Bの瓦当裏面に布目痕のあること、6671Bに段顎と直線顎の2種があることは、いずれも6301A—6671Aとの一致を示す。また、6301B・Cの瓦当が6301Aに比して小型であることは、たとえば平城宮出土の6235Bが東大寺創建瓦6235Aよりも小型であることと共通している。今回の調査区が京内の邸宅に関連する地域であることをかんがえると、興福寺の造作に関与した官窯から支給された可能性がつよい。したがって、6301B・C—6671B・Dをこの時期におくことができる。

6284Cは平城宮第41次調査で、SD3765の下層から和銅の紀年木簡と伴出しており、その時期を平城宮造営当初におくことができる。\*

6675は均整唐草文であるが、外区・脇区の線鋸齒文、唐草文の様式などが藤原宮式の偏行唐草文の流れを汲むもので、この時期に比定する。

**第II期** 第II期 聖武天皇即位に関係する造営から、平城遷都に至る時期(720～745年代)。

軒丸瓦では、6011, 6012A・C・D, 6015, 6225A・C, 6226, 6227, 6228, 6285, 6291, 6303A, 6308A・B, 6314がある。6285, 6291, 6303A, 6308A・B, 6314の各型式の瓦当文様は、平城宮で神亀6年(729)の木簡が発見されたSK2102から出土した6311, 6313の文様を基準にしており、様式的、技法的な関連からこれと相前後する時期におく。\*\* 6303Aは様式的には6311, 6308に近似するが、難波宮に同范瓦があり、それは聖武朝造営の時期に比定されている。6015も同様である。\*\*\* 6225A・Cは、聖武天皇の即位を契機に造営された平城宮推定第2次朝堂

\* 「第41次調査」(奈文研年報1968p.37)

\*\* 「昭和39年度平城宮跡発掘調査概要」(奈文研年報1965 p.33)

\*\*\* 難波宮址顕彰会・研究会(『難波宮址の研究4』

1961, p.85) 中尾芳治「重圀文軒瓦の製作年代と系譜についての覚書」(『難波宮跡研究調査年報1971』p.35)

院所用瓦である。6226, 6227, 6228はこれとあまり隔たらしめ時期のものであろう。6012Aは、唐招提寺講堂下層遺構から出土している。<sup>\*</sup> 6012Aの特徴は、瓦当裏面に布圧痕を残していることである。6AFB区出土の6012A22点のうち、8点に布圧痕をとどめている。圧痕は瓦当と丸瓦の接合粘土が剥離した部分にも残り、布圧痕が瓦当と丸瓦の接合前に押圧されていることがわかる。つまり、箱型に粘土を詰めて押圧する際に布が用いられているのである。この技法は、上述の興福寺式に属する6301, 平城宮の6311, 6308にみられるところであり、第I期末から第II期にかけて共通する技法として理解できる。6012Aの流れを汲む6012C・Dもそれと余り時期を隔たらないものであろう。

布目痕跡

軒平瓦には、6572A・B, 6574, 6663A・C, 6664H, 6667, 6691A, 6681A, 6682がある。軒丸瓦との組み合わせは、6664H—6311, 6663A・C—6225, 6572A・B—6012である。6572Aには段顎のものと直線顎のものがある。その段顎は上述の興福寺式6671Bに比して、顎幅が小さく、なかにはわずかな段をとどめる直線顎に近い形状をとるものもあり、一種の退化型式である。このことから6671Bに後続する時期におくことができる。同様の顎につくる平城宮6682についても同じである。6681Aは6663と6682との様式的な関連から、この期に入れる。6667は中心飾の形状が6664Cに最も近く、段顎である点から、第I期に遡る可能性もあるが、一応第II期に入れる。6691Aは様式的に6667に後続するものである。

第III期 平城遷都から天平勝宝年間(745～756年代)。

第III期

軒丸瓦では6134A・B, 6235A, 6282B・F・G・H, 6316Aがある。6235Aは東大寺創建瓦で、西塔の調査などによって天平勝宝頃に比定できる。6282の各種は平城宮大膳職から、6134Aは平城宮推定第1次内裏北域から出土しており、この時期にあてることができる。6316Aは同系統の瓦が各地の国分寺にみられることから、この時期に属する。<sup>\*\*</sup>

軒平瓦には6721の各種, 6732 Iがある。6721各種は、6282と組み合わせる。6732 Iは6235と組む。

第IV期 天平宝字前後から神護景雲年間に至る時期(757～769年代)。

第IV期

軒丸瓦は6133の各種, 6235B・D, 6236B, 軒平瓦は6725A, 6739, 6801, 6802である。6235Bは西大寺, 西隆寺の創建瓦であり,<sup>\*\*\*</sup> 天平神護1年(765)～神護景雲1年(767)に年代の1点をおくことができる。6236B, 6739もまた西隆寺造宮に関する瓦であることが判明している。6725Aは唐招提寺創建瓦であり、天平宝字3年(759)頃におく。6801, 6802は飛雲文の軒平瓦である。6801は中心飾に「修」字を配する。従来、この「修」は修理に関する官司, 平安時代の「修理職」の略称とされていた。他方、奈良時代にも神護景雲2年～宝亀5年の時期に幾度か修理長官・次官の任命があることから、「修理職」の前身にあたる官司の存在が予想されていた。西隆寺東門の調査において、「修理司」と記載する木簡が出土し、平城宮出土の「修」「理」「司」の刻印瓦も修理司を表わす可能性が強くなった。このようなことから、6801の年代を神護景雲年間におくことができる。類似の6802もほぼこの頃であろう。

第V期 宝亀年間以降(770年～?)であるが、この時期に属する瓦は明らかでない。

第V期

平安時代 実年代を決め難いが平安時代初期に属する軒瓦として、7349—7734, 7769がある。7349—7734の瓦は従来から、不退寺式とよばれてきた瓦であり、6AFB区—F～J地区に

平安時代

\* 沢村 仁「瓦」(『奈良六大寺大観唐招提寺』1969, p.43)

\*\* 大和郡山市教育委員会「平城京羅城門発掘調

査報告』1972, p.34

\*\*\* 浅野清「西大寺東西両塔」(『建築学会論文集60』1957, p.781)



わたくして多く出土した。不退寺の創建時に用いたものであろうか。7243, 7251, 7283, 7297も平安時代のものである。

**鬼瓦** 2種の鬼瓦については、同范関係など、他遺跡出土の鬼瓦との比較資料を欠き、年代を限定することは困難である。ここでは漠然と、鬼瓦Bを奈良時代末期に比定し、鬼瓦Aは文様の繊細な表現などの類似性からは7349と共通しているの、平安時代に比定しておく。

**緑釉水波文塼** 緑釉水波文塼としては、川原寺、興福寺東金堂、東大寺二月堂、伝法華寺からかつて発見されている。また、類似の三彩異形塼が今回の発掘区に接する一条高校運動場で発見されている。それらうち、川原寺、興福寺のものは上面に半肉彫りの水波文をあらわし、下面に布目痕跡をとどめその厚さは平瓦とはほぼ等しく、今回の緑釉水波文塼とは直接関係しない。東大寺二月堂以下の諸例は、刻線で水波文をあらわし、今回のものときわめて類似する。さらに、伝法華寺、一条高校例は出土地点が近接することから、本来は同一構造物にもちいた可能性がつよい。そのことから、この2例を観察した\*。

従来の出土例

伝法華寺例は、一辺14.5cmの方塼で、上面に水波文を篋描きし、緑釉をかけたものである。刻線の文様、塼の寸法、胎土、焼成は今回出土の緑釉塼aにきわめて類似している。さらに「十三条十」と刻する下面の刻書も緑釉塼aの「九条」と同筆跡のようでもある。近年になって、断続的におこなっている法華寺旧境内の発掘調査では、緑釉水波文塼が出土したことはない。おそらく、法華寺領であった6AFB区付近の「字法華寺」で採集されたものだろう。

一条高校例は、側面の厚さ3.5cmで135°の隅角をとどめる三彩塼の破片である。上面の隅角に近い部分、およびその後方をヒダのある山形に隆起させ、裾まわりに線刻の波文をほどこす。

三彩釉は上面と側面に限り、下面におよんでいない。下面は側部が平坦面をなし、上面の隆起に対応する部分が凹面をなす。三彩と緑釉との胎土や施文については、今回の緑釉塼a・bにきわめて類似している\*\*。

なお、今回出土の緑釉塼も、SD 650, F~I区にかけての広範囲に分布しており、おそらく第3次整地をおこなったときに四散したものとおもわれる。現在、採集地の北限がI南地区であることから、本来は左京一条三坊十五・十六坪の邸宅内に存在したものとおもわれる。

さて、以上のような諸例をふ

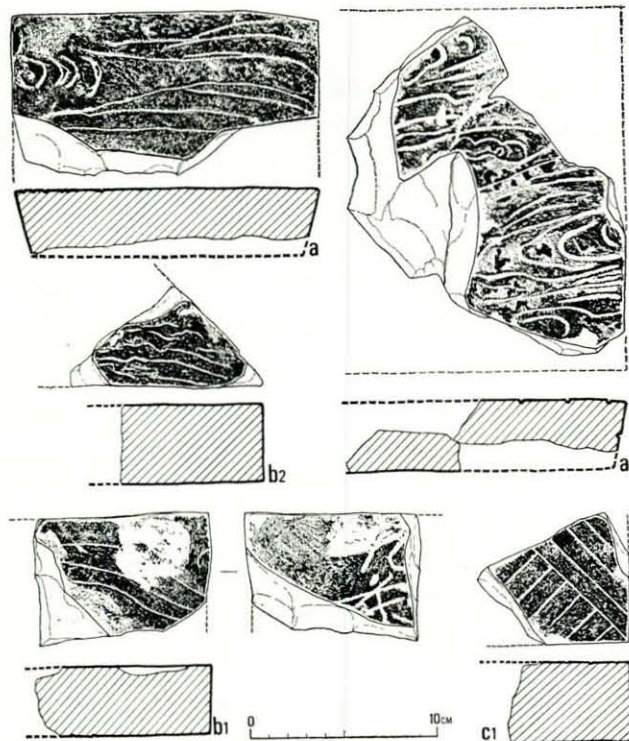


fig.27 緑釉水波文塼実測図

\* 観察にあたっては、東京国立博物館の本村豪章氏と奈良国立博物館の稲垣晋也氏の援助をえた。

\*\* 文化財保護委員会「奈良市法華寺町出土三彩陶片等」(『埋蔵文化財要覧3』1963, p.96)

くめて、この種の磚を再度分類すればつぎのようになる。

- a 上面に水波文と緑釉を施し、側面に逃げのある方磚。1辺0.5尺を基準とする。
- b 上面に水波文と緑釉を施し、側面に逃げをとらないもの。方磚 $b_1$ と三角磚 $b_2$ とがある。
- c 上面に平行斜刻線文を施し、側面に逃げをとらないもの。上面に文様を施さないものをも含むが、すべて緑釉をとどめない。有文方磚 $c_1$ 、無文方磚 $c_2$ 、無文三角磚 $c_3$ がある。
- d 上面に立体的な隆起と水波文、緑釉を施す。135°の隅角をのこすが、全形不明。

以上、4種の磚のうち、 $a \cdot b \cdot d$ は一連のものともみて差支えなからう。もしそれらを用いて舗磚するとすれば、磚 $d$ を隅におく八角形の平面形となる。隅以外には磚 $a \cdot b_1$ を四半敷あるいは布敷にして、辺縁を磚 $b_2$ でおさめる壇状の施設が想定できる。水波文がスタンプではなく、磚ごとにことになっていることや、下面の刻書が舗磚時の番付けをあらわしていることから、各磚の位置は全体の造形を構成する部分として固定していることになる。なお磚 $a$ の一辺の長さが0.5尺であることと、刻書から縦方向に10枚以上、横方向に13枚以上の磚が存在することになる。つまり八角形の直径は6.5尺(1.95m)以上ということになる。磚 $c$ については、八角の舗磚を支える基壇の羽目に用いたの磚として考慮することも可能である。

このような緑釉水波文磚の八角基壇の原形を想定する資料として、東大寺「阿弥陀悔過料資 宝殿財帳」(大日本古文書5巻 p. 673)にいう宝殿がある。それは阿弥陀浄土変一舗をおさめる厨子のようであり、天平13年3月に完成したものである。資財帳にはその形状をつぎのようについて。

宝殿一基 漆 八角 高一丈六尺三寸  
 蓋 頂居金花形一椀 八角居金鳳形八口 各咋雄玉幡  
 裏着大蓮花形一枚 並以金銀墨畫飛菩薩烏雲花等形  
 柱 八 枝 並以金銀墨畫烏花等形  
 基 二 階 上階池磯敷瑠璃地辺着金銅鍍臂金並畫飛菩薩等形  
 下階在連子着金銅鍍臂端嬰等高欄上居金花八椀

東大寺二月堂付近出土と伝えられる緑釉水波文磚は、もしかするとこの宝殿の上階に舗磚し、瑠璃の池磯を構成するものであったのかもしれない。同様に、今回の水波文磚も、八角形基壇に復原しうることや、水波文が池磯をあらわすとみてよいことなどから、八角二重基壇の上階に舗磚したものとみて大過あるまい。

土 管 I地区の西方約10mの地点で、家屋新築の際、瓦製土管が出土しているので、この項を借りて紹介しておく。北東から西南方向に連らなるといふから、旧平塚1号墳西濠の窪地から排水するためとみられ、奈良時代に属する。数個体分あり、玉縁丸瓦を2個連結した形態。完形品は外径約14.5cm、内径約10cm、全長72.3mで、一端に接合用の差込みをつくる。胎土に砂粒を多く含み、焼成は悪く軟質。差込み部分を除いて外面は縦方向の調整。差込み部分は横方向の調整。内面には布目痕があり、それが全長に切れ目なくおよんでいるので、生丸瓦を2本接合したものではないことがわかる。両端の内面は篋削りで整えている。

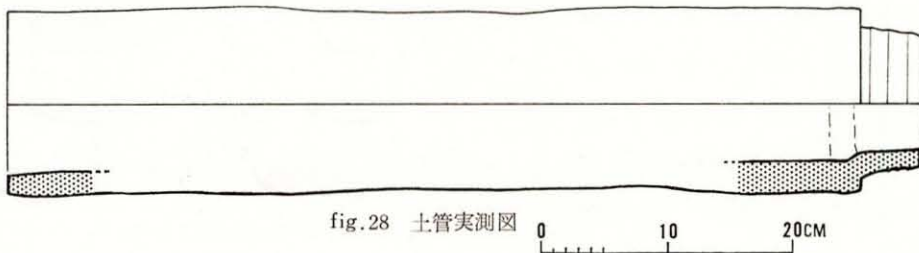


fig. 28 土管実測図



D SD 485出土の土器

6AFB—H・I 地区にわたって掘鑿されているSD485は、第I期の終り頃からはじまって、第II期を通じて利用される排水溝である。その年代については、すでにのべたように、和銅、靈龜、養老の紀年木簡から実年代の1点を把握することができる。また、土器片のなかにも和銅の墨書を記すものがある。他方、この溝と共存するSB470の掘立柱建物の掘形から、養老4年前後から製作を開始する軒丸瓦6301Cが出土しており、SB470が少くとも養老4年以降に建築され、SD485もそれに伴うとかがえられる。以上のようなことから、SB470の耐用年限をも考慮して、第II期の終りを天平初年頃に推定したのであった。このような前提にもとずき、SD485出土の土器の問題を検討してみよう。

**土器の編年** 平城宮跡で実年代を把握している土器は、つぎのような遺構から出土している。平城宮SD1900 (下限710年), SD3035・SD4951 (724年頃), SK820 (749年頃), SK219 (763年頃), SK2113 (780年頃)で、それらは伴出した木簡、および遺構相互の関係からの年紀によって年代の一端が判明したものである。

SD485土器について、資料の多い供膳形態土器を中心とし、前段階のSD1900の土器および後段階のSK820土器と比較してみよう。ただ、両遺構の土器についても現在整理が終っていないことから概念的にならざるをえない。

**SD1900 土器との相違**

SD1900土師器とSD485土師器と対比すれば、器種、形態、成形技法、調整手法の面で共通する部分が多い。これをSD485土師器の古い要素とすれば、SD1900土師器にはみられない新しい要素もある。すなわち、形態では杯口縁端部の巻込みが突出して大きいこと、高杯A1bが存在しないこと、壺甕などの三角形折曲把手が若干薄くなっていることなどである。さらに、杯類の場合、螺旋暗文+1段放射暗文+連弧暗文が一般化しているのは、SD485の特徴である (fig. 29)。須恵器でみると、縁部の屈曲する蓋A、尖底につくる鉢B、平瓶bなどはSD1900土器にない新しい要素である。また平瓶aでも把手を付さないものが一般的である。以上のように、相違点はそう多くないが、SD485の須恵器にはSD1900にない新しい器種や形態が出現している点に注目しなければならない。

**SK 820 土器との相違**

SK820土師器の器種では、a<sub>3</sub>手法による椀Aが新たに登場し、杯皿類は全般的に小型化する。形態では杯A I が浅くなる傾向にあり、杯皿類の口縁部巻込みがまるみをおびている。SD485の高杯A I a・bのような低い高杯はなく、壺甕などの三角形

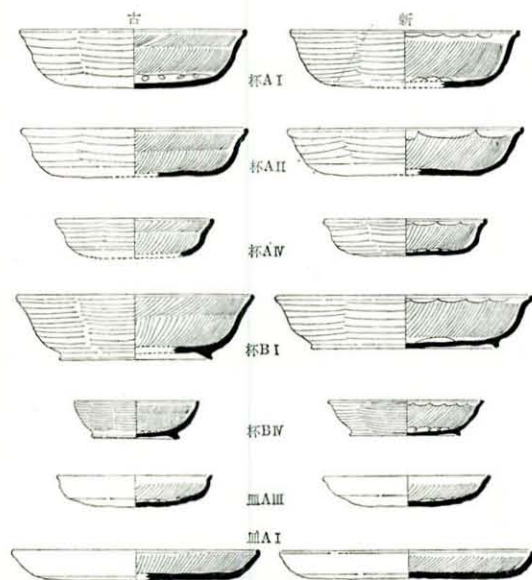


fig. 29 SD485土師器新旧比較図

折曲把手は矮小化し、蓋のつまみも比較的小さい。杯皿は主としてa手法で調整するが、暗文を施すものは少なくなり、その文様も簡略化する。須恵器では鉢Abが一般化することになり、鉢Aa、横瓶などがなくなる。また平瓶bが一般化し、その形態も洗練されている。杯皿類でも土師器の杯皿と同じように小型化する。さらに蓋Aのうち縁端部が屈曲するものが盛行する。このように、SD485土器とSK820土器との間では、土師器・須恵器を問わず相違点を見出すことが容易である。

以上のようなことから、SD485土器がSK820土器よりもSD1900土器により近い特徴をもつものであることが明らかであろう。他方、SD1900土器とも明らかに相違する部分があり、SD485土器のなかからSD1900土器的な部分を差引いた部分をSK485様式として設定する必要がある。つまり、和銅の年紀をとどめる土器の存在から類推できるように、SD485土器のなかにはSD1900土器の年代である和銅年間の土器が包括されているからである。SD485様式と仮称する一群の土器に類似するものは、平城宮跡SD3035,\* SD4951,\*\* 小墾田宮推定地SK260,\*\*\* 坂田寺跡SD050・051,\*\*\*\* 船橋遺跡B地区新型式などにある。平城宮跡の例では、伴出の木簡から年代の1点を神亀年間におくことができ、平城宮跡土器の第2段階に想定できる。現在、他遺跡とのじゅうぶんな比較検討をおこなっておらず、さらに将来に期したい。

**土器の使用形態** SD485土器は左京一条三坊十五・十六坪の居住地で使用され、廃棄された土器である。この面からその使用状況を類推してみよう。

SD485土器を用途別にわけると、土師器において供膳形態66.3%、煮沸形態32.6%、貯蔵形態1.1%となり、須恵器では供膳形態81.4%、貯蔵形態18.6%となる。土師器、須恵器ともに供膳形態が大半を占め、両者をあわせると総量の72.2%が供膳形態ということになる。供膳形態の土器のうち、須恵器と土師器との比率は4.5:5.5である。平城宮跡SK820土器では4:6、SK219土器では1:5であり、奈良時代の終りに近づくに従って土師器が増加する傾向がある。他方、田中琢が推算した宝字3~4年の20ヶ月における奉写一切経所の須恵器と土師器の損耗比率をみるに,\*\*\*\*\* 須恵器2器種の用口が567個、土師器4器種の用口が1052個であり、その損耗比率は1.08:1であるからほぼ同率で消耗したものとみられる。このような観点からすれば、SD485土器における須恵器と土師器との量的関係は使用時の状況とみてよい。

供膳形態

供膳形態の土器には盤A・Bや鉢A・Bなど大型器種を含むが、それらはごく少数であり、大部分は食膳にならべる杯・椀・皿の類であり、数個で1膳を構成する。SK820土器ではこのような供膳形態の土器が92%を占め、SK219土器では89.6%を占めている。絶対量でも多く、それらが多人数の饗応に対処している様子がうかがえる。SD485土器では供膳形態が多いとはいえ、平城宮の場合ほどではない。時期は少し下るが、天平宝字年間における東大寺写経所の例では、土師器と須恵器で構成する一膳の食器が4~6個であったことが推測されている。それは陶枚坏、陶盤、土枚坏、土窪坏、土盤、土碗形、塩坏などとよばれるものであるが、同時期の平城宮跡SK2113土器の杯A I、椀A、皿A II、杯A II、杯A III、皿A Iの組合せとほぼ一致している。しかし、SD485土器には椀Aがなく、杯A III・杯A IV、皿A III・皿A IVなど

\* 「昭和39年度平城宮発掘調査概要」(奈文研年報1965 p.38)

\*\* 「昭和41年度平城宮発掘調査概報」(奈文研年報1967 p.42)

\*\*\* 「飛鳥藤原宮跡の発掘」(奈文研年報1974)

\*\*\*\* 「飛鳥藤原宮跡の発掘調査」(奈文研年報1973 p.40)

\*\*\*\*\* 田中琢「土器はどれだけこわれるか」(考古学研究 第12巻4号1966, p.16)



の小型品が多く杯AⅠが少いなど、後のような規格化が進行していない。そうしたことから、単純に写経所と比較することはできない。出土量からすれば杯AⅠ・杯AⅡ・杯AⅢ、皿AⅠ・杯AⅡ・杯AⅢ、杯BⅠ・杯BⅡ・杯BⅢ・杯BⅣの組合せが成立するが、これをもってただちに常時の1膳分に想定することはひかえるべきであろう。墨書土器は供膳形態の杯・蓋に集中している。須恵器の杯に汁漬物(4)、□豆(16)、水(19)、酒(20)があり、用途の一端をうかがうことができる。人名や記号(24~58)を記するものには同一のものが比較的多く、使用者や用途に応じて土器が分類管理されていた状況をうかがうことができる。

#### 平城宮土器 とSD485 土器

平城宮跡では、供膳形態の土器に比して小型の貯蔵形態の土器が少い傾向にある。SD485土器では小型貯蔵形態の土器が多く、器種も多岐にわたり、須恵器ではこの時期の須恵器窯で発見される器種をほぼ揃えている。SD485の煮沸形態の土器には、甕AⅠ・甕AⅡ・甕AⅢ、甕BⅠ・甕BⅡ、甕C、竈がある。この形態と法量による相違は、対象員数はもとより、飯・羹など用途を限定した使いかたがなされたものであろうが、詳細は不明である。また、甕類の一時に炊飯する容量に関する検討はまだおこなっていない。SD485の煮沸形態土器が全出土量の33.1%を占めるという現象は、SK820、SK219土器の場合にくらべておよそ2倍の出土比率を示すことになる。このSD485の出土比率が船橋遺跡の場合と大差ないことからすれば、煮沸形態土器が比較的多い状況が一般的な現象とみてよいであろう。平城宮でとくに少ないのは、さきの『平城宮報告Ⅱ』でものべたように、煮沸を必要としないものを供したか、東大寺写経所の例のような鉄釜を併用したからであろう。また、SD485では他遺跡からしばしば発見される鍋、甑、釜が出土していない。甑については、板の中心に円孔をあけた木製円板が同時に出土しており、それが甑と組をなして甑に利用した可能性が大きい。従来発見されている竈や釜の例からすれば、竈の内径は21cm以上あり、甕AⅢ、甕BⅢ、甕Cは竈にのらないことになる。その際、築竈や土製支脚、五徳などの使用が考慮されるが、確証がない。

SD485土器を主として平城宮の土器と比較し、かなり相違する部分が存在することを示した。それを一口にいえば、平城宮の土器が多人数の給食を前提とする集団に供するものであることに対し、SD485土器には私的な厨房の性格がつよいことによるのであろう。このような傾向は、近年比較的調査が進行している平城京の坊内遺跡と多くの点で共通するところである。しかし、2片とはいえ三彩陶器片があり、常時に多量の土器を用意する状況がうかがわれることなどから、単なる一般の坊内居住者ではなく、相当高位の人達が残した厨房関係の遺物とみる。

土師器、須恵器にみられる2群、4群の存在は、土器生産をおこなった場所の異同として理解している。この群別はさきにおこなったSK820土器の整理過程で検出したものであり、理化学的分析もおこなった。しかしながら、現段階において特定の産地を指定することはきわめて困難である。須恵器Ⅰ・Ⅱ群土器は陶邑古窯の製品に類似することが指摘されている。<sup>\*</sup>しかし、陶邑古窯群で用いる大阪層群の粘土層は和泉、河内、大和の広範囲に広がっているため、この地域内で共通する製作技法で須恵器をつくるならば、産地の識別はきわめて困難なものとなる。たとえば、北俵古窯は大和の生駒山東麓に位置する奈良時代の須恵器窯であるが、その製品は外見上陶邑古窯の製品ときわめて類似している。<sup>\*\*</sup>

土師器では2群が抽出された。判別できたものではⅡ群土器が供膳形態の各器種ともに量的

\* 沢田正昭「遺跡・遺物の保存科学(2)」(考古学  
研究 第19巻第3号 1973 p.92)

\*\* 「生駒市須恵器窯出土の土器」(奈文研年報  
1973 p.51)

にまざっている。土師器は須恵器ほどに粘土を選択しないという。その製作跡が発見されていないこともあり、製作場所を限定することは困難である。I群、II群土器は色調、胎土の差異に加えて製作技法もこれに呼応している。つまり、この差異は製作地の相違によるものとかがえられ、少なくともSD485に遺棄された土師器の大部分が2個以上の所生産地から供給されたものとする見方が成立するであろう。とくにII群土器は、胎土、色調、製作技法などの諸点において船橋遺跡の土器に共通する点が注目される。このことから、なお検討の必要があるが、ここではII群土器を大阪府の河内地方でつくられたものとして提唱したい。

いずれにせよ、日常雑器に類するSD485の土器が複数の生産地から供給されたことだけは確かなところである。その場合、東市・西市などから購入した可能性をまったくすべて消去するわけにはいかない。しかし、一方には右兵の墨書や篋書き土器(13・119)が存在しており、官司を媒介にする供給が当然かえられよう。

### E SD650出土の土器

さきに平安時代初期の土器として、かつて平城宮の平城上皇時代の遺構にともなうSE311B、SE272B、SK234土器の報告をおこなった。<sup>\*</sup> 今回報告するSD650A、SD650B土器は時期的にそれらに後続するものである。

SE311Bからは土師器、須恵器、黒色土器、および少量の灰釉陶器、緑釉陶器が出土している。SD650Aからはそれらの土器や陶器のほかに、中国製磁器と模型土器なども発見した。SE311Bに比して出土量が圧倒的に多いことから、土器・陶器の量的な構成や、器種のあり方についても両者の間で微妙に変化するところがある。また、土器や陶器にみられる形態、手法、法量についてはも差異を識別することができる。

SD650A土器とSE311B土器

1 土師器 器種の構成ではSD650A土器の方が変化にとむが、基本的にはSE311B土器と変わるところがない。調整手法では、杯B・蓋にみられる篋磨き手法が消滅あるいは衰退する。SE311B土器の段階で、すでに粗雑になった器外面の篋磨き手法は、SD650A土器では高杯や蓋の一部に施されるにすぎず、杯Bにはまったくない。杯A、皿Aの調整手法としてのc手法とe手法との比率は、SE311B土器の場合では83:13と圧倒的にc手法が多い。これに対してSD650A土器では77:23とe手法が増加する傾向にある。杯皿類の法量における杯Aの場合は、SE311B土器が口径19.4~12.3cm、高さ4.3~3.1cmであったのに対し、SD650A土器では口径17.8~12.4cm、高さ3.9~2.4cmとなり、小型化する傾向にある。皿AではSE311B土器の口径が20.9~12.0cm、高さ3.0~2.0cmであるのに対し、SD650A土器では口径20.4~12.4cm、高さ2.7~1.3cmとなり器高が低くなっている。杯皿以外の器種に対する法量の比較はできないが、杯皿類についていえば、SE311B土器にあらわれる製品の矮小化と規格性の喪失という傾向が、SD650A土器においてさらに促進されている。

2 須恵器 SE311B・SE272B土器では須恵器が少なく、厳密な比較をなしえないが、器形・手法ともに共通する要素が多い。「美濃」刻印須恵器や壺Kの例から、畿外の製品を混えているとおもわれるが、じゅうぶんな識別はなしえなかった。

\* 『平城宮報告Ⅳ』p.51



3 黒色土器 SE311B土器と基本的に変らない。ただ、杯類の外表面調整に篋削りを用いずに未調整のまま放置するものは、SE311B・SE272B土器にない。

4 施釉陶器 SE311B土器では、施釉陶器が少なく比較は困難である。緑釉陶器の杯では両者の間に顕著な差異を見出すことはできない。ただ、瓶Cは、SD650A土器の段階で出現するのであろう。さらに、須恵器の技法から脱皮した灰釉の精製品が大幅に進出するのはSD650A土器の段階である。

以上のように、SD650A土器とSE311B土器との比較には不備の点が多い。しかし大雑把に言えば、SD650A土器は基本的にはSE311B土器に共通する要素を保持しながら他方ではSE311B土器にない新しい要素を加味しているといえよう。

**SD650A  
土器とSD  
650B土器**

つぎに下層に位置する古いタイプのSD650A土器と上層に位置する新しいタイプのSD650B土器との比較をおこなってみよう。

1 土師器 器種構成では大きく変化しない。しかし、SD650B土器では杯Bの大型品や高杯Aaが消滅している。甕類の外表面の調整手法では刷毛目を施さないものが出現し、増加する。杯A・皿Aでは、c手法とe手法の比が、SD650Aでは77:23であったのに対し、SD650Bでは55:45とe手法が著しく増大している。SD650Bでは従来c手法でのみ調整した杯Bに、e手法で調整するものがあらわれる。高杯ではb<sub>2</sub>手法のものがSD650Bで一般化する。法量では杯A・皿Aの場合、多少の差はあるが基本的に変化していない。しかし、SD650Aに内在する規格性の喪失という傾向は一段と促進され、SD650Bでは杯と皿の間に明瞭な区別をなしえない。

とはいえSD650Aの杯Aでは、口径15cm(5寸)、高さ1.5cm(0.5寸)を中心にこれより大きいものと小さいものとにわかれる傾向はある。

2 須恵器 SD650Bにおいて杯、皿類が減少化傾向にある。とくに皿Aは、すでにSD650A土器で減少化傾向を示しているが、SD650Bではほとんど消滅する状況である。SD650Bでは、壺Eの体部が縦長になり口縁端部が上方に突出する。鉢Dの高台を付すものが消滅する。このように須恵器の器種は少なくなり、形態も単純化の一途をたどる。

3 黒色土器 SD650A土器のなかで多数を占めた杯Aが、SD650B土器では減少し、相対的に杯Bが増加する。調整手法では、外表面を調整しない手法が増加する。SD650A土器に存在した鉢Aが、SD650B土器ではなくなる。

4 灰釉陶器 量的に多い碗・皿類では、断面三角形の高台がSD650B土器で増大する。施釉法では刷毛塗りが減少し、釉薬のなかに直接器体を浸す方法が一般化する。それと同時に、三叉トチンを用いて焼くものが少なくなり、器と器とを直接重ねて焼く方法のものが多くなる。

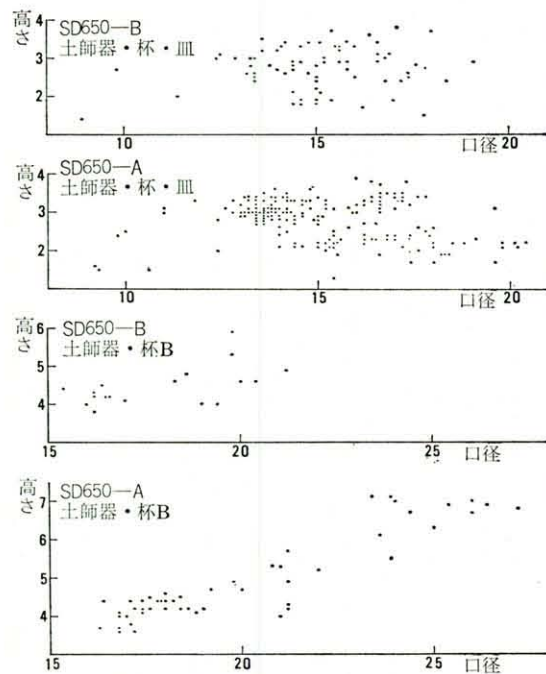


fig.30 SD650土師器杯・皿の分類図 単位cm

器種としてはSD650B土器に皿E, 瓶C, 瓶Bが加わる。このような傾向は、灰釉陶器の量産化が一段と進行した状況を示すものとして理解できよう。

5 緑釉陶器 SD650B土器では、新に杯F, 皿E, 盤, 唾壺が加わり、平瓶, 鉢F, 壺A, 瓶Cがなくなる。しかし、製作技法の面では、両者の間に差異を見出すことが困難である。

以上のような、SD650A・B土器の相違は、SE311B土器とSD650A土器との差異よりも格段に大きく、時代様式の変遷を端的に理解することができる。

**SD650土器・陶器の構成** 奈良時代に比して多様化する土器、陶器が、実際に使用する場合、どのような用いられ方をしているのかについては、興味のあるところである。しかし、道路の側溝という遺構の性格上その復原はかならずしも容易でない。ここでは、量的な面から一応の推測を試みてみることにする。

1 SD650A土器・陶器の場合 SD650Aでは土師器58.5%・須恵器24.8%・黒色土器12.7%・緑釉陶器2.0%・灰釉陶器1.7%の比率で出土した。緑釉陶器と灰釉陶器の占める割合はきわめて小さく、土師器・須恵器が食器の主流を占めている。土師器の増加、須恵器の減少という傾向は8世紀後半から存続し、それが一段と顕著な現象としてあらわれている。黒色土器は、土師器の系譜をひくとはいえ、形態もあきらかに施釉陶器を指向するものがみとめられる。そのためか、日常生活に使用されているとはいえ土師器ほどの普遍性をもっていない。同様に、緑釉陶器、灰釉陶器の使用はきわめて特殊であり、漆器や中国製磁器においてはなおさらである。ただ、注目すべきことは、灰釉陶器に比して緑釉陶器が多量であるということで、これが後のSD650Bでは逆転する。

須恵器の退潮

供膳形態では、土師器・黒色土器・須恵器・緑釉陶器・灰釉陶器が、それぞれ81%、9.1%、4.6%、3.8%、1.5%を占める。供膳形態では土師器が圧倒的多数を占め、須恵器は一段と限少する。貯蔵形態では須恵器、土師器、黒色土器、灰釉陶器が、それぞれ49.4%、36%、13%、1.7%を占め、須恵器の占める割合は依然として高い。灰釉陶器はいずれも供膳形態に準じる小型貯蔵形態であり、食事の場にあらわれない大型貯蔵形態は灰釉陶器・緑釉陶器の分担するところではない。またここでは、貯蔵形態にふくめた土師器・黒色土器の甕が煮沸形態に属することからすれば、大型貯蔵形態の主役は依然として須恵器の分担するところであった。

2 SD650B土器・陶器の場合 SD650Bでは土師器、須恵器、黒色土器、灰釉陶器、緑釉陶器が、それぞれ46.8%、27.2%、18.2%、5.3%、2.2%の比率で出土した。ここでは土師器が大幅に後退し、黒色土器と灰釉陶器が進出している。この関係は形態の上でも顕著にあらわれ、供膳形態では土師器、黒色土器、灰釉陶器、緑釉陶器、須恵器が、それぞれ60.7%、25.6%、5.8%、4.1%、3.7%となり、土師器と黒色土器が供膳形態の基本になっている。貯蔵形態では須恵器の占める割合は依然として高く全体の51.2%を占めている。このように、SD650Bでは土師器と須恵器の形態分化が一段と促進される反面、土師器に凋落のきざしがあらわれ、黒色土器の占める比重が大きくなる点が注目される。また灰釉陶器と緑釉陶器との逆転は、上述の灰釉陶器量産化に対応するものとして理解することができよう。

灰釉陶の増加

以上のように、灰釉陶器の生産面に改良がみられる程度で、その他の製作技法の面ではきわめて変化の乏しい土器、陶器類ではあるが、その使用の側面からすれば著しい変化を認めねばならない。すなわち、SD650B段階における土師器・緑釉陶器の後退、黒色土器、灰釉陶器の進



出は、つぎにくる瓦器と灰釉陶器の増大という時期を直前にひかえた過渡期的な様相ともいえよう。いずれにせよ土器、陶器類が多様化するSD650A・Bの時期においては、それらを使用する社会的階層によって、種類の選別がなされたとみるべきであろう。すなわち、それらのうちもっとも奢侈的なものは、磁器、漆器、緑釉陶器、灰釉陶器である。それらを合計しても全体の10%を越えるか越えないかの量にすぎないのであるが、それぞれで供膳形態や小型貯蔵形態をそろえることは可能である。とはいえ、灰釉陶器以外の陶磁器量はさらに僅少であり、使用者はきわめて限定される。陶器類における高級品の存在に比して、食器にともなう折敷、盆などの木製什器には質素である。つまり、木製品はいずれも白木づくりのものであり、漆塗の什器などは発見していないのである。このような点からすれば、そうした高級陶器は貴人の食器とするよりも、仏式や神事などに用いる祭祀の儀器であった可能性のほうが強いといえよう。

奢侈製品

緑釉陶器と灰釉陶器とは、器種・形態の面で共通する部分が多い。たとえば、杯類では緑釉陶器が口径18.0~9.6cm、高さ5.8~2.4cmであるのに対して、灰釉陶器においては口径19.8~11.1cm、高さ6.3~3.0cmというように法量の面でも類似している。皿においても同じである。この状況と灰釉陶器が緑釉陶器を次第に凌駕するという傾向は期を一にするものであり、実際に際しては一段と優れる灰釉陶器が量産化を確立する段階になると緑釉陶器はその位置を灰釉陶器に譲ることになるのであろう。このような日本産の陶器の指向するところが中国産の磁器類にあったことは、少量ではあるが同時に発見した磁器類に対比すれば一目瞭然である。現在までの平城宮跡の発掘を通じて、中国産の陶磁器の発見はほとんど皆無に近い、それに対して、今回の中国産磁器の発見は破片とはいえ、決して少なくない。それらの磁器が越州窯などの華南地方の製品であることを考慮するならば、遣唐使のような政治的な交流によってもたらされたものではなく9世紀初頭から活潑化する民間貿易を目的とする唐船の来航によってもたらされたのであろう。

SD650出土土器類は9世紀の所産であり、A・B様式の区分は9世紀の前期と後期になる。灰釉陶器と緑釉陶器の産地については、かつて高島忠平が報告したことがあり、基本的には彼の報告と大きく変るところはない。<sup>\*</sup> ただ、整理期間の関係で各地の古窯で出土した陶器類との比較ができなかったため、あえてふれないことにした。

F 木製品

SD485からは8世紀前半、SD650からは9世紀前半の木製品が出土した。この時期と性格をことにする2本の溝からは、ともに祭祀具や食膳具が多く発見され、そのほかSD650の下駄のごときも注目すべき遺物であった。木製品全体にわたる考察をここでなしえないが整理の過程で判明した二三の事柄についてふれることにする。

**祭祀具の形態** 祭祀具として概括したものには形状および使途の不明なものが多いが、大雑把に言えば、削掛け、人形、形代などが主要な遺物となる。ここでは、比較的まとまりのある削掛けと人形についての変遷をみることにしよう。

<sup>\*</sup> 高島忠平前掲論文p.79。ここで、SD650出土土器と共通の形態をとる猿投窯の灰釉陶器と緑

釉陶器との間におよそ100年の落差が生じることを指摘した。

1 削掛け 削掛けは近年各地で発見されており、井戸、溝などから出土する機会が多い。しかしながらその意味、使用法などについて、ごく一部の例を除いていま明らかにすることはできない。しかし、SD485とSD650との間に存在する約100年間の時間差が、その形態にどのような変化をおよぼしたかという形式編年については、類推することが可能である。

すでにのべたように、削掛けは頭部付近の両側辺におこなう切込みによって、A～Eの5種類に分類できる。削掛けAは圭頭の両側に切込みをいれないもので、

6AFB区からは出土していない。しかし、平城宮6AAI区に存在する。SD485・SE495からは削掛けB・Cが出土し、他の種類を含んでいない。ただ、削掛けCは平城宮の同時期遺構から検出されていないので、SD485の例はその古い例に属することになる。SD650からは、削掛けB・D・Eが出土している。

藤原宮および、平城京の初期遺構からは削掛けB・Cが出土し、この形態が7世紀後半にまで遡ることになる。削掛けB・CがD・Eへと変化するのであるが、SD485の削掛けB<sub>1</sub>では両側に各1回の切込みをいれるにすぎないが、SD650の削掛けB<sub>2</sub>では同1個所に4～5回と切込みの数を増加する。それがさらに正反逆に2回繰返したものが削掛けDとなるのであろう。その変化は切込みの単純なものから、繁縷なものへの変化であり、さらに発達したものが民俗例にみられる「削り花」などへ移行するのであろう。削掛けEは両側の切込みの数からすれば、削掛けDと関係するかもしれないが、形態からすれば全く別系統にかんがえるべきであろう。しかし、いまのところ、その原形らしきものを抽出することはできない。平城宮の出土例からすれば、削掛けEは奈良時代後半に出現し、削掛けDは奈良時代末から平安時代初頭におくことができよう。ただ、新形式の出現によって、削掛けBのような単純な形が消滅するという状況はみられず、新旧2形式は依然として平行して存在するのである。

2 人形 現在、奈良時代から平安時代にかけての人形の形態的な変化を適確に明示することはできないが、大雑把な変遷を見通すことは可能である。

SD485における人形には2形態ある。人形Aは短冊形の板を加工して人の正面の全身像をあらわす。首部は両側辺から三角形の切欠きをいれてあらわし、頭部を三角形にするもののほか、円頭にするものがある。顔の表現は個体によってことなるが、目・鼻・口・眉を墨で描く。首と足の表現を主とし、手は両側辺からの切込みによって表現し、なかにはこの手を両端から

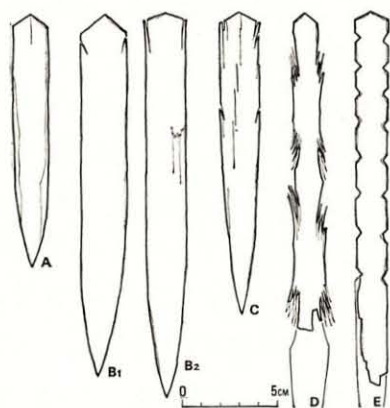


fig.31 削掛け型式分類図

削掛けの分類

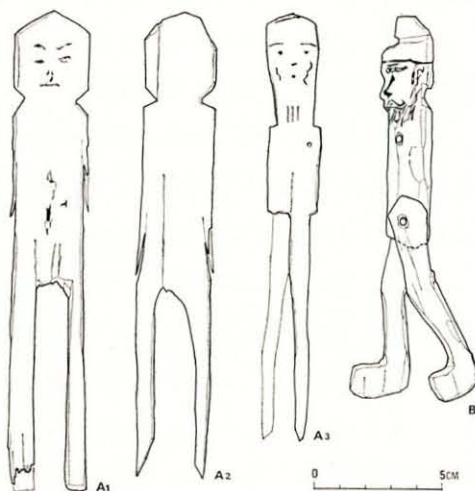


fig.32 人形型式分類図

人形の分類



切落して胸部を誇張するものがある。足の表現によって人形A<sub>1</sub>・A<sub>2</sub>に区別できる。人形A<sub>1</sub>は板の下端の2個所から切込みをいれ、中央部分を折り取って両脚をつくるもので、股は逆U字形を呈する。長さ19cm内外の大型のものである。人形A<sub>2</sub>は下端の2個所から内側に向う斜めの切込みをいれ、逆V字形の股につくる。この場合、腿部や脛部を区別するものもあるが、足は細い三角形を呈する。長さ10cm内外の小型である。人形Bは組合せ人形と称したもので、人の側面形を表現する。頭部から胸部にかけての部分、手部、脚部の3部分からなるが、SD485から脚部が発見されていることから、その存在をしる。平城宮6AAI区の例によれば、その表現は人形Aに比して写実的で、とくに頭部側面形は入念に刻している。SD650には人形Aと人形Bとがある。人形AとしてはA<sub>1</sub>がなく、A<sub>2</sub>・A<sub>3</sub>があるが、多くはSD485に存在しない人形A<sub>3</sub>である。人形A<sub>3</sub>は脚部の加工では人形A<sub>2</sub>と変らないが、首の切込みの上方が大きく、倒卵形の顔面を呈する。頭頂は三角形を呈するもののほかに、平頂をなすものがある。また、手をつくらずに胸を誇張したものがある。長さ17cm内外の小型のものから33cm以上の大型品までであるが、つくり方は基本的に変らない。また、腹部に「人」字を墨書し、人形であることを強調するものがある。墨描きによる顔面の表現には、簡単なものと、口髭や顎髭を描く写実的なものがある。人形Cは大型の板に人面を描くものでSD650から出土した。破片のため全形をうかがえないが顔面の表情は豊かである。奈良時代における同じ形態のものはしられない。しかし小型であるが、頭部の輪郭を帽子をふくめて写実的に切りぬき、正面形や側面形の人形があり、SD650の祖形に相当するのであろう。

#### 人形の大型化

平城宮の人形をふくめて一般的に言えば、時期が下るにしたがって大型化し、顔の表現が写実的になる。人形Aは単体で存在するのではなく、数枚あるいは十数枚を単位にして用いた場合が多いようである。また、多くの場合は性別が判然としないが、髭や髪形によって性別がわかる場合はすべて男性であることが注目されよう。他方、首部の表現に対して身部の表現が粗雑なことから、使用に際しては紙や布の衣を被せた可能性がある。人形B・Cは個々の形態差が大きいことから、単体で用いた可能性がつよい。その場合、土馬とか刀子、琴などの形代類と組合せて用いるのであろう。

**曲物容器** SD485から32点、SD650から206点の曲物容器が出土した。それらの大半は破損しており、全形をうかがえるものはきわめて少ない。そうしたことから、ここでは両溝の曲物容器を一括して扱い、それぞれの特色についてふれることにする。

SD485の曲物容器は、直径で3cmの間隔をおいてI～Vの5種類にわかれ、SD650の曲物容器は、直径で2cmの間隔をおいてI～Ⅷの8種類に分類した。両者を通じて直径13.5～16.5cm前後の曲物容器が最も多く、全体の70%に近い。蓋の出土例は少なく、身の15%程度である。おそらく曲物容器の大多数が蓋を被せずにより用いたことによるのであろう。この状況は平城宮SK820の場合でもみとめられた。側板の多くは遊離して破損しており、直径と高さとの関係について分類することはできなかつた。つぎに、製作技法についてふれよう。側板は主としてヒノキの薄板でつくる。木取りは柾目と板目とが相半ばしている。側板の表裏の削りは入念で、剝板を鉋などで削ったものであろうが、その刃痕をほとんどとどめていない。その厚さが均一であることもいうまでもない。小型の側板や蓋の側板には施していないものがあるが、中型以上ではその内面に刻み目(けびき)をいれる。これは「曲物」に曲げるためであり、垂直方

向ないしは斜め方向の刻み目を、厚さの約 $\frac{1}{2}$ 程の深さにまで切込む。側板を縫合する樺皮ぬいには、桜皮を用い、種々の方法がみられるが、現状では明確に分類できない。底板は主としてヒノキである。板目のものと柾目のものがある。SD485の底板では、I～IIIに属する直径18.5cm以上の大型の場合はすべて板目取りであり、IVに属する直径15.0～17.5cmのものはすべて柾目取りという区別がある。Vに属する小型底板では板目・柾目が共に存在する。SD650の底板でもI～IVに分類した19cm以上の大型底板は板目取りが圧倒的に多く、V～VIIの底板では柾目木取りが多い。VIIIの小型底板では板目・柾目木取りが相半ばする。このようなことから、大型品では板目、中型品では柾目、小型品では板目と柾目の混用という原則をする。底板の円周をきめる方法は、民俗例によると2つの方法がある。その1は、型板をあて、外周に添って刻線をつける。2は曲げおわった側板を底板にあて、内径に添って刻線をいれる。SD650の底板にとどめる円形の刻線がそのいずれに属するかあきらかでない。しかし、1例ではあるが、側板の重なる部分とおもわれる刻線の段をとどめるものがあり、後者の手法で円周を決めた可能性が強い。底板と側板との固定は木釘でおこなう。木釘の数は4～6本の例が多く、4本程度が一般的である。木釘を打つ際、一層強固にするため、一条の剝板を側板の基部にめぐらして固定するものがある。蓋板も主としてヒノキでつくる。SD485では、Iに属する大型蓋板に板目を用い、IVには板目・柾目木取りが混在し、Vでは柾目木取りであった。SD650でもほぼ同じ傾向を示す。他方、平城宮SK820では蓋板のすべてに板目板を用い、底板にはすべて柾目板を用いる現象があるが、それは内裏に供するためにとくに精製品を選んだためであり、SD485・SD650の場合が一般的であろう。蓋板はA・Bの2種類に分類した。SD485には2種を混在するが、SD650では蓋板Bに限る。蓋板Aはその周縁に側板をたてる凹線を刻み、樺皮と木釘で側板を固定する。この技法は藤原宮や平城宮の7世紀末から8世紀前半のかけての遺物にある。蓋板Bは凹線を刻まず直接側板を樺皮でとじるものであり、8世紀後半から9世紀の例はほとんどこれに属する。

## 1 SD485出土曲物

底 板 (直径)			
	寸 法	数 (%)	板目 (%)
I	25cm前後以上	3 (11)	3(100)
II	22cm前後	3 (11)	3(100)
III	19cm "	3 (11)	3(100)
IV	16cm "	14 (52)	0( 0)
V	14cm前後以下	4 (15)	2( 50)
蓋 板 (内径)			
I	25.5cm以上	2 (40)	2(100)
II	22.5cm前後	0 ( 0)	
III	19.5cm "	0 ( 0)	
IV	16.5cm "	2 (40)	1( 50)
V	14.5cm前後以下	1 (20)	0( 0)

## 2 SD650出土曲物

底 板 (直径)			
	寸 法	数 (%)	板目 (%)
I	26cm前後以上	9 ( 5)	9(100)
II	24cm前後	5 ( 3)	<sup>(不明1)</sup> 4(100)
III	22cm "	4 ( 2)	3( 75)
IV	20cm "	10 ( 6)	9( 90)
V	18cm "	13 ( 7)	4( 31)
VI	16cm "	74 (41)	<sup>(不明1)</sup> 10( 14)
VII	14cm "	48 (27)	<sup>(不明6)</sup> 15( 36)
VIII	12cm前後以下	16 ( 9)	<sup>(不明1)</sup> 7( 47)
不明		4	
蓋 板 (内径)			
I	26cm前後以上	3 (13)	3(100)
II	24.5cm前後	0 ( 0)	
III	22.5cm "	0 ( 0)	
IV	20.5cm "	3 (13)	0( 0)
V	18.5cm "	1 ( 4)	1(100)
VI	16.5cm "	2 ( 9)	2(100)
VII	14.5cm "	11 (48)	5( 45)
不明	12.5cm前後以下	3 (13)	0( 0)

## 3 SK820出土曲物

	曲物底板		曲物蓋板	
	数 (%)	板目 (%)	数 (%)	板目 (%)
I	0( 0)		2(29)	2(100)
II	0( 0)		0( 0)	
III	4(21)	0 ( 0)	4(57)	4(100)
IV	11(58)	0 ( 0)	1(14)	1(100)
V	4(21)	0 ( 0)	0( 0)	

Tab.14 曲物容器分類表



**SD650の下駄** 鼻緒孔のうち前壺の位置によって、下駄Aと下駄Bにわかつことができる。下駄Aは前壺を左右のいずれかに偏して穿ち、左履き右履きを区別して製作したものである。下駄Bは前壺を台の中心に穿ち、履き方の左右を区別しないものである。下駄Aは古墳時代以来の形態であるが、SD650での出土例は少なく鼻緒孔位置のわかるもの30例のうち5例にすぎない。下駄Bは8世紀にあらわれはじめる新しい形態であり、SD650では出土例が多く下駄Aを凌駕する傾向にある。平面形は個々によってかなりことなるが、全体に細長い平面形を呈し、四隅をまるく落し、前縁付近を広く、後部を狭くつくる。歯は多くの場合磨滅しているが、残存するものでは高く、下端部で左右に張り出している。このような状況は古い時代の下駄にみられない新しい傾向といえよう。下駄の高さが高いとはいえ、いずれも連歯下駄であり、台と歯を別にする差歯の下駄はない。

さきに全長によってI～Vの5段階に分類した。この分類にしたがって鼻緒孔から鼻緒の長さをみると、いうまでもなく大型で長く小型で短い。6世紀の川原寺下層遺構から出土した例

(分類)	(番号)	(全長)	(後孔幅)	(前壺-後孔の長)
B I	619	24.3	6.2	10.2
A II	616	23.4	5.5	12.6
"	618	23.0	6.7	12.2
B II	600	21.0	5.4	11.7
"	601	22.2	4.0	8.6
"	602	21.2	6.4	10.8
"	603	21.8	5.8	9.8
"	604	22.0	6.3	9.9
"	605	22.1	6.1	11.1
"	606	22.6	5.9	11.1
"	607	22.0	7.2	11.8
"	608	22.7	5.5	10.5
"	609	22.7	6.5	10.5
"	610	22.8	5.8	11.3
"	611	22.8	7.2	9.9
"	612	21.8	5.5	9.0
"	613	22.5	6.2	10.0
"	614	22.0	5.6	10.5
"	615	22.0	6.4	10.4
"	617	23.7	5.6	11.4
"	629	22.5	6.1	12.3
A III	597	19.5	5.3	8.7
"	599	19.8	5.6	10.8
B III	596	18.7	6.3	8.1
"	598	19.8	4.3	10.9
A IV	594	16.9	5.0	7.6
B IV	595	17.5	4.2	8.3
B V	591	12.0	3.0	5.2
"	592	13.0	4.1	6.7
"	622	13.5	4.5	6.0

単位cm

Tab.15 下駄の分類と鼻緒孔

では前壺と後孔との長さが後孔の幅とほぼ等しかった。SD650の例では後孔の幅が前壺と後孔との長さのおよそ半におさまり、鼻緒が長くなっている。このような傾向は8世紀の平城宮出土の諸例にもみられるところである(Tab.15)。

## F 金属器

SD650出土の金属器は多くない。それらはいずれも廃品であり、銅滓・砥石などを伴出していることから、铸造や鍛冶をおこなった工房の遺物である可能性が大きい。そのような廃品のなかで、比較的まとまりのあるのが帯金具であり、同時に出土した石鈔をもふくめて、鈔帯に関する若干の検討を試みてみることにする。

**帯金具** 奈良時代の官人が用いた腰帯の制度をまずみてみよう。「衣服令」によれば、腰帯は金銀装と烏油装とにわかれ、前者は文官五位以上、武官の衛門督と佐、兵衛督が締める。後者は文官六位以下、武官の尉・志、兵衛、主帥が締めるという。また無位官人は烏油腰帯であった。2種の腰帯はいずれも金属製の鈔を革帯にとりつけたいわゆる鈔帯であり、\* 前者は鈔に金銀を鍍金し、後者は鈔に黒漆を塗ったものとされている。このような鈔帯の開始については、『扶桑略記』慶雲4年(707)の条に「天下始用革帯」とあるのが初見である。大宝令では「綺帯」、すなわち組紐の帯であったが、このときに服制を唐風に改めて鈔と鈔を装着する革帯を採用したのであろう。その後、官人の腰帯は一貫して鈔帯であったが、延暦15年(796)に

\* 「衣服令」ではつぎのように規定する。朝服：王・親王一金銀装腰帯、諸臣一位～五位一金銀装腰帯、諸臣六位～初位一烏油腰帯、衛府督・佐・兵衛督一金銀装腰帯、尉・志・兵衛・主帥

一烏油腰帯、衛士一白布帯。礼服：王・親王～五位一条帯、衛府督・佐・兵衛督一金銀装腰帯。制服：無位一烏油腰帯。

なって変化を生じる。『日本後紀』延暦15年12月条、および弘仁1年(810)9月条には、この間の経緯がのべられている。<sup>\*</sup> それによると、延暦15年には銅鈔を廃して石鈔にかえるが、大同2年(807)になって再び銅鈔にもどし、弘仁1年にまた石鈔(雑石腰帶)に変更する。この流動的な改廢の理由としては、平城上皇の復古政策の一環として大同2年の変更があり、それが嵯峨天皇によってまた旧に復したとみるのが至当であろう。ともかく、制度上では延暦15年から弘仁1年の間に銅鈔から石鈔に変化したのである。ただ『日本紀略』延暦4年(795)の「聴參議以上着白玉帶」や、『日本後紀』延暦18年(799)の「勅、玳瑁帶者先聴三位以上着用、自今以後五位得同著」などの記事からすれば、延暦以前から高官貴族の間では、玉や玳瑁で飾る腰帶が流布していた可能性がある。延暦年間における玉石帯への変更は、そうした一般の流行を追認することにあつたとみられる。

さて、今回発見した銅鈔には金銀の鍍金をほどこしたものはなく、漆膜をとどめるものが存在するから、6位以下の官人が用いた烏油腰帶の鈔とみてよい。烏油腰帶の伝世品は正倉院にある。また、各地の古墳などから一帯分の鈔鉸が発見されており、それらによると、鉸具と鉈尾の間には丸軛1、巡方2、丸軛6、巡方2、丸軛1の順序で鈔を配列する。各鈔には鉈足があり、同形の裏金具を帶裏で鉈留にする。1帯に用いる鈔の大きさは、均一に揃えている。

**鈔の数** このように奈良時代の銅鈔帯および平安時代の石鈔帯の鈔の数は従来から鉈具と鉈尾の間に12鈔を想定している。ただ、正倉院銅鈔帯<sup>\*\*</sup>のうちにも丸軛7、巡方4の11鈔の例もあり、大阪府・道明寺天満宮蔵の銀製鈔帯は長方形鈔14が備わり、もっとも鈔数が多い。出土品の場合は鉸具、鉈尾および12鈔を持つ完帯は山口県・見島例<sup>\*\*\*</sup>に限られる。宮城県・猿飛来古墳<sup>\*\*\*\*</sup>では鉸具を含む丸軛7、巡方3が革帯に装着されていたかの状況であった。ただし、この場合には鉈尾を欠く、他の出土例ではさらに不完全であつてこれから決定することはできない。したがって正倉院の銅鈔帯をもとに鈔を通例とする考えに従いたいが、唐制では鈔の形質

烏油腰帶

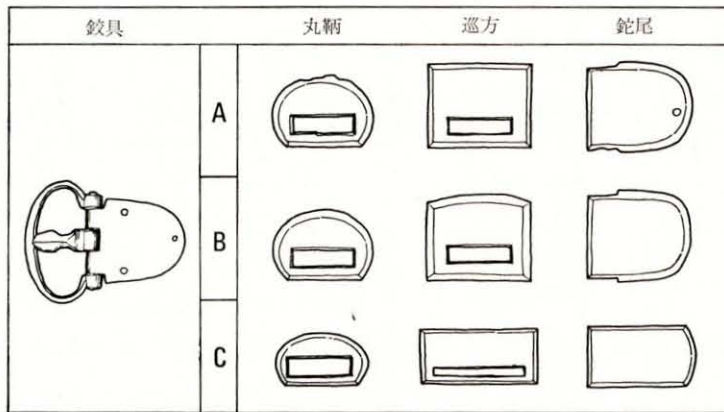


fig.33 帶金具型式分類図

とともに鈔の数が官位によつて注意されなければならない。すなわち、『唐書』車服志には「…三品金玉帶鈔十三 四品金帶鈔十一 五品金帶鈔十 六品七品銀帶鈔九 八品九品鍮石帶鈔八 流外官及庶人銅鉄帶鈔七」といひ、位階に準

\* 『日本後紀』延暦15年12月辛酉条、「禁鈔帯以支鈔錢也」『日本後紀』弘仁1年9月乙丑条「又去大同二年八月十九日下彈正台例言、雑石腰帶。画飾太刀…等一切禁断者、臣等商量 雑石易得、造売多人、至于着用、亦復難損。銅鈔具者、以漆塗成、動易剝落、今難易各異。価値是同、為弊一也。…悉聴用之」

\*\* 正倉院の銅鈔帯のうち2帯の鉸具に「東大寺」の刻銘がある。舞楽用の装束だが、黒漆塗り

官人の烏油腰帶と同じである。(『正倉院図録』第7輯)

\*\*\* 山口県教育委員会『見島綜合學術調査報告』1964

\*\*\*\* 栗駒町教育委員会『宮城県栗駒町烏矢崎古墳調査概報』1972, p.5 この例では金鍍金の痕跡があり、同様の例は三重県鳥羽市荒島贄遺跡からも出土している。



じて銚数が13から7までに至る。唐制を採用した奈良時代の銚帯について文献で銚数を規定したものはなく、限られた伝世品や出土品からのみ決定するには難点がある。

**垂飾** 垂飾について、銅銚および石銚には下方に長方形の孔がある。すべての銚にはないが、この方孔は本来は腰飾・佩飾を垂下するためのものである。佩飾については『唐書』車服志に、「…初職事官三品以上 賜金装刀礪石 一品以下則有手巾・算袋・佩刀・礪石 至睿宗時罷佩刀礪石而武官五品以上佩鞞鞞七事 佩刀・刀子・石契・苾眞・曩厥・針筒・火石是也」とあり、五品以上に鞞鞞即ち垂飾を佩用することを記す。この他に、西域胡服図にみると同じ小革帯を銚の下方に垂下するともあった\* また正倉院の小合子・牙小尺・玉・魚形・刀子などがこの鞞鞞に類するものである。

銅銚帯と垂飾との関係についてみると、正倉院革帯の4帯のうち「東大寺」銘の1帯には丸鞞・巡方のすべてに長方形孔があるが、うち2銚では裏金具には長方形孔はなく、帯にも孔はない。他の革帯も同様に裏金具に孔のないものがあり、裏金具の長方形孔と垂飾とは直接関連しない面がある。出土例でも紙留されたままの表裏金具があるが、長方形孔のない裏金具と対になる場合も多い。山口県・見島の場合、12の銚のうち裏金具に長方形孔をもつものは丸鞞2、

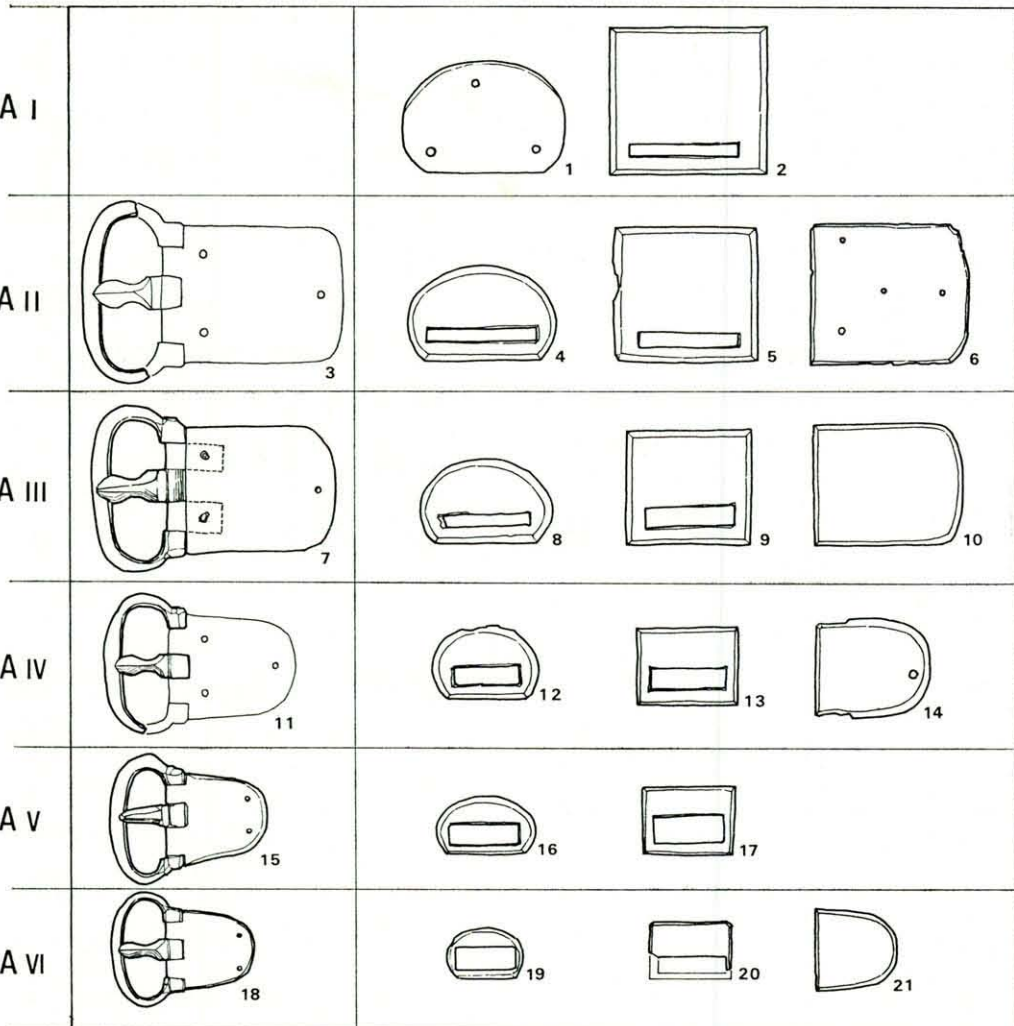


fig.34 帯金具A細分図

縮尺 1:2

\* 新疆省ベゼリックス壁画の人物像に、方形もしくは円形の小銚をつけそれに数条の垂飾をつ

けるものがある。同様の例は永泰公主墓、韋洞墓、懿德太子墓など唐代壁画にみられる。

巡方2である。宮城県・猿飛来古墳では10銚すべてが裏金具に長方形孔を欠く。このように銅銚帯ではすべての表金具に長方形孔があるが、裏金具に長方形孔のないものが多い。おそらく垂飾を垂下した場合もすべての銚に伴うものでなく、また、型式的なものであったとみられる。石銚の場合にはあきらかにこの長方形孔が省略された例が出現する。後述するように、銚留めとする銚では長方形孔をもたないものが少数ある。宮城県・多賀城出土丸靱\* がこれであり、正倉院紺玉帯も長方形孔が省略されたものである。さらに潜り穴で革帯に綴じつける石銚ではむしろ長方形孔のない場合が多く、次第に省略、退化していく様子がうかがわれる。

つぎに「衣服令」などでは、金銀装腰帯と烏油腰帯とを区別するにとどまり、その形質や寸法について記していない。\*\* しかし、遺物では大小の違いが厳然として存在しており、それが位階などに応じて規格された可能性が強い。

**銅銚の分類** 6AFB発見の帯金具を中心にして平城宮出土例をもふくめて、革帯を構成すると **銅銚分類** ころの鉸具、巡方、丸靱、鉈尾は形状に応じて以下のように分類することができる。

鉸具 a : C字形の外枠をもち、基部に軸孔をあけて軸棒と刺金をつける。一般的にみられるもので、SD650(2)がこれにあたる。

鉸具 b : 外枠と軸とを一体につくるもの。鉸具 a に比して古式をとどめる。SD650(1)であるが、三重県・高向C遺跡からも一例出土している。\*\*\*

巡方 a : 方形に近い横長の巡方である。出土例の多くはこれに属する。SD650(12, 14, 15~18)。

巡方 b : 巡方の上辺が弧形を呈するもので、いわば山形とも称せられるもの。SD650(13・15)がそれであり、平城宮6AAI区でも出土している。しかし、類例は少ない。

巡方 c : 長方形を呈する横長のもの。縦横の比が1 : 2となる。平城宮6AAI区で出土したが、類例は少ない。

丸 靱 : いずれも楕円形の下辺を直截した形状をとる。縦幅の広いもの(a)と横幅の広いもの(c)との別があるようであるが、巡方のように明瞭な差異を見出すことはできない。

鉈尾 a : 平面形を半楕円形につくり、直線の方を基部とし弧線の方を先端にする。

鉈尾 c : 長方形の先端を弧形につくる横長のもの。平城宮6AAI区から出土している。

つぎに、それぞれの形をとる銚の組合せの問題がある。巡方にあらわれる形状の差異によって、つぎのようなA~Cの3種類の銅銚帯を想定することができよう。

銅銚帯A : 鉸具 b + 巡方 a + 丸靱 (a) + 鉈尾 a

銅銚帯B : 鉸具 b + 巡方 b + 丸靱 (a) + 鉈尾 a

銅銚帯C : 鉸具 b + 巡方 c + 丸靱 (c) + 鉈尾 c

3種類の各銚帯は、銚の縦と横幅によって細分できる。

銅銚帯A I 帯幅が3.9cm以上のものである。平城宮6AAF区からは巡方が出土している。丸靱の表金具はないがSD650の裏金具(7)によって存在を想定することができる。これに相当する鉸具と鉈尾の出土例はまだない。

	巡 方			丸 靱		
	縦	横	( )	縦	横	( )
A-I	3.9	4.2	(1)	2.9	4.2	(1)
A-II	3.3	3.7	(5)	2.5	3.7	(6)
A-III	2.8	3.2	(6)	2.3	3.2	(4)
A-IV	2.3	2.7	(9)	1.9	2.7	(5)
A-V	2.0	2.4	(5)	1.6	2.6	(10)
A-VI	1.7	2.2	(5)	1.4	2.2	(5)

**銅銚帯Aの  
6段階**

単位cm

Tab.16 巡方・丸靱分類表 ( )内は個数

\* 帝室博物館『天平地宝』1937

\*\* 『延喜式』内匠寮に馬腦腰帯料として「銚具石一顆方四寸」の記載があり、方4寸のメノウから数個の銚をとったことがうかがわれるが、

それ以上のことはわからない。

\*\*\* 三重県教育委員会『南勢バイパス埋蔵文化財調査報告』1973 p.60



銅鈔帯AⅡ 帯幅が3.3cm以上のもの。SD650においては巡方(12)のみが出土しているが、平城宮6AAI区から鉸具の破片と丸鞆が、6AAG区から鉈尾の裏金具が出土している。

銅鈔帯AⅢ 帯幅が2.8cm以上のものである。この例は比較的多く、SD650には丸鞆8, 9があり、山口県・見島からは鉸具・猪目金具を含めた好例が出土している。この例では鉈尾の縦幅は巡方の縦幅よりも4mm大きい。正倉院の革帯でも、同様に鉈尾の縦幅は革帯幅に等しい。すなわち鉈尾の縦幅を示しているとみてよい。

銅鈔帯AⅣ 帯幅が2.3cm以上のものである。巡方、丸鞆ともに裏面が窪まない板状の表金具があり、鉈尾にも横幅の長いものがある。SD650(3)。

銅鈔帯AⅤ 帯幅が2.0cm以上のものである。巡方、丸鞆ともに表金具は板状につくっている。SD650(4・11・17)。これに該当する鉈尾の発見はまだない。

銅鈔帯AⅥ 帯幅が1.7cm以上でもっとも小さなものである。鉈尾をのぞくすべてを板状につくっている。SD650(5・6・14・18・20・21)。

以上銅鈔帯Aは6段階にわかれるが、他の2種については、銅鈔帯Bの3段階、銅鈔帯Cの1段階を確認するにすぎない。銅鈔帯Bの大きさは、銅鈔帯AのⅣ・Ⅴ・Ⅵに準じている。銅鈔帯BⅣはSD650から出土した13・15であり、長野県・福島遺跡から裏金具が出土している。\*銅鈔帯BⅤとしては、裏面が凹面をなす厚手精製品が平城宮6AAI区から出土している。銅鈔帯BⅥは、表金具を板状につくった巡方が長野県・姥塚古墳から出土している。\*\*銅鈔帯CではAⅥ帯に相当する帯幅をもち、平城宮6AAI区からは裏面が凹面をなす厚手の精製品が出土している。この銅鈔帯B・C帯の現在発見されていない大きさのものについては、いまのところ銅鈔帯Aに準じて存在するものとかがえたい。

**銅鈔の寸法** Tab.16は比較的例数の多い銅鈔帯Aにおける巡方と丸鞆の寸法を表示したものである。これによると、巡方の縦幅、横幅、丸鞆の横幅が、Ⅰ～Ⅳ・Ⅵの間では各5～4mmずつ減少し、ⅣとⅤの間では3mm減少していることがわかる。このような、大小の違いはどのようにして生じたのであろうか。もっとも大型の銅鈔帯AⅠの巡方は縦3.9cm、横4.2cmの大きさであり、0.9:1の比率を呈している。これを天平尺に換算すると、横幅の4.2cmは1寸5分に近く(1.5寸×2.94cm=4.410cm)、縦幅の3.9cmは1寸3分5厘(1.35寸×2.94cm=3.969cm)に近い。つまり、横幅から1割を減じた数値を縦幅にしたものである。また、AⅠには出土していないが、AⅢなどの例から予測される鉈尾の縦幅は巡方縦幅よりも4mm程大きい数値すなわち巡方横幅と等しいものとみられる。つまり銅鈔帯の最大帯AⅠの帯幅は1寸5分であったとみられる。さらに銅鈔帯AⅠ～AⅣの各段階の減少数値である4～5mmは1分5厘(0.15×2.94cm=0.441cm)ということになる。つまり、銅鈔にはおよそ1寸5分を基準とする格差が存在することになる(fig. 35)。

**官位の比定** 鳥油腰帯に6段階の規格があることが判明した。この規格が、帯を締める官人の位階に相当するとするならば、銅鈔帯AⅠ=6位、銅鈔帯AⅡ=7位、銅鈔帯AⅢ=8位、銅鈔帯AⅣ=大初位、銅鈔帯AⅤ=少初位、銅鈔帯AⅥ=無位に比定することができよう。ただ、令では朝服色・袋などは正従上下階を一括して位ごとに定め、4階の細分は緒と結に限っている。したがって、令の規定にしたがえば、初位は1に扱うべきで2分するのは不当ということ

\* 国士館大学文学部考古学研究室『長野県伊那市福島遺跡(資料編)』1968, p.55

\*\* 藤森栄一「信濃諏訪地方古墳の地域的研究」(考古学 第10巻1号, 1939 p.45),

になる。このことから銅鍔帯については、2通りの解釈をのべ、将来の問題としたい。第1の解釈は、銅鍔帯AVが他とことなり中間的な大きさであることから、銅鍔帯AIVに付随してつくられたものとかんがえる。この場合、大初位と小初位の鍔帯は銅鍔帯AIVということになる。第2は、銅鍔帯AVの丸柄が明瞭に区分できないことから、製作上の誤差範囲内にふくめる場合である。したがって、銅鍔帯AVというのは実在しなくなる。

**銅鍔帯A・B・C** 巡方にみられる種類の形態の違いからそれぞれの鍔帯の存在を想定した。銅鍔帯Aは前述したようにもっとも遺例が多く一般的なものである。銅鍔帯Bは銅鍔帯Aに似るが少数である。銅鍔帯Cに至ってはさらに少ない。衣服令によると烏油腰帯を着用する範囲は文官6位以下無位まで、武官の尉以下主帥までである。つまり、文官と武官の2用があるのであるが、両者の鍔帯の形態に差異があったか否かについては不明である。しかし、文官の鍔帯は位階で規定し、武官は官職で規定する。さらに武官は朝会に臨んで錦褌襦・赤脛巾・弓箭(尉・志)や挂甲・槍・紺襖(兵衛)、挂甲・弓箭・縹襖(主帥)など文官とは装束をことにする。それらのことからすれば、鍔帯についても文官とことなることが推測できる。このようなことから、銅鍔帯Aをその遺例の多い点で文官鍔帯、銅鍔帯Bを武官鍔帯に比定することができよう。銅鍔帯Cについては、いまのところ不明な部分が多く、その着用階層を想定することができない。後述するところのように、非公式の鍔帯ともかんがえられようが、奈良時代に公式帯と私帯とを両用した史料はない。

衣服令

**銅鍔帯の製作** 以上のように、衣服令に定める官人腰帯のうち6位以下の銅鍔帯についてその分類及び官位比定を試みた。まだ完全ではないが大要としては官位に準じた一定規格の鍔帯が用いられたとみてあやまりはなかろう。同時に鍔帯の性格からみて、鍔帯の製作・管理については官の統轄のもとにあったことがあきらかであり、官人の任用、授位を所掌した式部省がこれにあたったものと考えられる。また製作に関しても官の工房での一括生産が推測されるところである。平城宮第32次調査6AAI区で宮東南隅大垣外方の東一坊大路側溝、およびこれに流入する宮内の溝から多量の木簡、木製品と銭貨・鋳滓などの金属製品が出土した。このなかに多数の銅鍔帯の破損品があった。これにつづく第32次補足調査では、宮東南隅大垣に接して規模の大きな炉の遺構がみつまっている。出土木簡に式部省に関連する木簡が多いことから、近傍に式部省を想定することもあながち見当ちがいはなかろう。とすれば、6AAI区出土の銅製鍔は式部省によって回収された破損品の一部であった可能性もある。官人に授与された銅鍔帯は一方で、地方官衙、墳墓、住居址、祭祀関係の遺跡から出土する。個々の遺跡名およびその分析についてはここでは省略するが、その内訳は地方官衙2、古墳12、火葬墓1、住居址6、祭祀遺跡2、その他3の26例あまりがあり、今後も増加の傾向がある。これらの多くは完帯にはならないものであるが、被葬者及び、居住者が直接間接に中央官衙ないし地方官衙に関係したことを示す遺物であり、将来この面での研究が必要であろう。

式部省

**石鍔帯** 石鍔帯とは銅鍔にかえて石鍔を装着した鍔帯のことである。石鍔帯には玉石帯、瑪瑙帯のような五位以上のものと、6位以下の雑石腰帯の別がある。6位以下の鍔帯については、『延喜式』弾正台の条に「烏犀帯」がみえ、上引の『日本後紀』弘仁1年9月条に「雑石腰帯」がある。SD650出土した石鍔は石質からみて、すべて「雑石腰帯」に属するのであろう。このような石鍔帯については、他遺跡の例をふくめて装着方法によって2区分することができる。



ただ、石鈔の形態は銅鈔帯Aに相当し、銅鈔帯B・Cに対応するものはない。また鉸具は銅製品である。

- 石鈔の分類**
- 石鈔帯 a 各石鈔の四隅ないしは三方に裏面にまで貫通する丸孔を穿つ。これは革帯に鈔を紙で留る孔であり、さらに鈔の下方に長方形孔を穿つ。
- 石鈔帯 b 各石鈔の裏面の四隅ないしは三方に2孔を1対とする潜り孔をあけ、革帯に銅細金を用いて綴じつけるものであり、多くの場合、下方の長方形孔が省略されている。

さて、石鈔帯 a は銅鈔帯と同じような紙留に準じており、石鈔帯 b はその簡略されたものであろう。石鈔帯 a は例が少なく、SD650出土例のほかには、正倉院の紺玉帯、京都府・西野山古墳\* 宮城県・多賀城、山口県・見島遺跡の4例に限られる。正倉院と西野山古墳の場合は玉鈔帯であり、石鈔帯は見島遺跡のものである。それに対し、石鈔帯 b は石鈔帯のほとんどを占めており、石鈔帯 a が石鈔帯 b に先行する疑いが強い。つまり、石鈔帯 a の装着方法は延暦15年(796)の銅鈔帯廃止以前における玉帯の装着法にもとづくものと解せられるからである。このことからすれば、796年から807年におこなわれたものが石鈔帯 a であり、810年の復活したものが石鈔帯 b である可能性が強い。

つぎに石鈔帯においても大小の別があるか否かの検討を加えてみよう。この場合、石鈔帯 a については資料が限定されているため、石鈔帯 b についてみってみることにしよう。やはり、石鈔の巡方を基準にして帯幅をみると以下の3段階にわかれ、その寸法は銅鈔帯 A I・A II・A IVに対応している。

石鈔帯 b I：帯幅が4 cm のもので、巡方の場合には縦横の比が0.9：1となり、正方形に近い。SD650(1・2)がこれに相当する。

石鈔帯 b II：帯幅が3.3cmのものである。SD650(3)がこれに相当する。

石鈔帯 b IV：帯幅が1.9cmのものである。いまのところ平城宮6AB0区から巡方のみが発見されているが丸鞆、鉈尾は発見されていない。

なお、石鈔帯 a、b の鉈尾では、1：横幅の狭いもの(縦横比、1：0.7前後)、2：ほぼ正方形に近いもの(縦横比、1：1.1前後)、3：横幅の広いもの(縦横比、1：2前後)の3種類に区別できる。それらはいずれも上述の帯幅には対応しているが、3種の意味についていまのところ解釈の方策をもっていない。ともかく、以上のような規格性を見出しうることから銅鈔帯のように位階による区分の存在がかんがえられるが、いまのところ各位階に比定するには手掛りを見出していない状況である。

796年以降、玉鈔帯、石鈔帯は広範におこなわれ、変化をたどることになる。上級官人は玉鈔

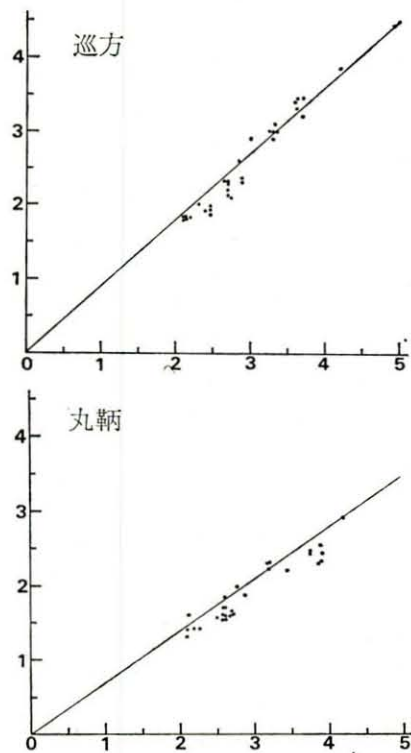


fig.35 銅鈔法量分類図 単位cm

\* 梅原末治「山科村西野山ノ墳墓ト其ノ発見ノ遺物」(『京都府史蹟調査会報告第2冊』1919)

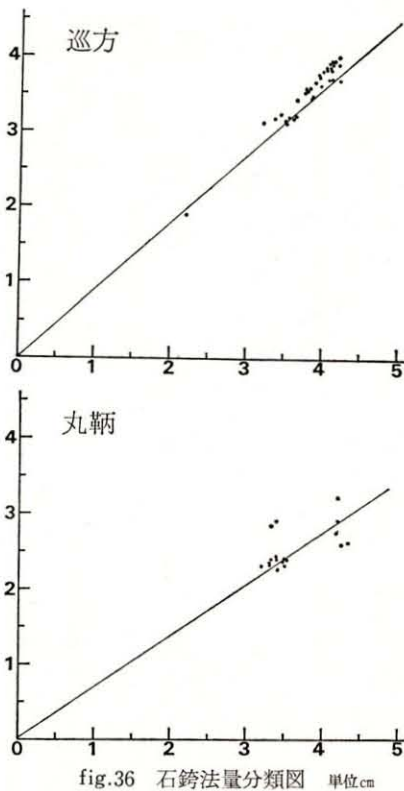


fig.36 石鈎法量分類図 単位cm

のほかに、角(斑犀帯)、瑪瑙・玳瑁・瑠璃の鈎など珍貴な材を求める風が強く、\* その影響をうけて下級官人も角(烏犀帯・牛角帯)を多用し、選石をおこなうようになる。つまり、官位の象徴としての意義が次第に薄くなっていくのである。\*\* この傾向が促進される平安時代後期になると、鳥・花・獸形などおもしろい意匠をあしらった鈎が出現し、それは装身具の位置にとどまってしまう。\*\*\* 朝廷貴族の失権過程である鎌倉時代になると、鈎帯は根本的に変化する。すなわち、1帯の鈎数を11に減じ、巡方だけの公式帯や丸鞆のみの略式常用帯が出現し、公私によって鈎帯をことにする慣習が成立する。\*\*\*\* 高級貴族の間でこのような鈎帯が流行するにしたがって、下級官人の鈎帯の制は急速に廃退した。近世に至って、鈎帯はきわめて儀礼的な存在となり、着用すら稀となる。『装束図式』や『箋注和名類聚抄』の段階では鈎のない紐結びの帯に退化し、もう鈎帯という名に値しない。

石鈎帯の衰退

### 3 結 語

国道24号線バイパス地域の発掘を通して明らかになった個々の事柄については、すでにのべてきたところであるが、その概略をいま一度まとめておく。

#### A 古 墳

今回の調査でのもっとも古い遺跡は5世紀代の3基の古墳であった。

ウワナベ古墳では東外堤を調査し、現存の外堤がほぼ旧規をつたえており、築成時には内と外とに二重の濠をめぐらしていたことがわかった。外濠は奈良時代に埋立てられ、外堤寄りに新たな溝(SD734)を開穿する。外堤の内斜面には河原石を葺き、両肩に埴輪を樹立する。内外2列の埴輪列には、鰯付円筒埴輪を基本とし、要所要所に蓋形埴輪を配したようである。発掘

5世紀

\* 『延喜式』彈正合「…玳瑁・碼瑠・斑犀・象牙・沙魚皮・紫檀五位己上通用」『和名類聚抄』腰帯「白犀帯」『桃華蕊集』玉帯色々事「…治承四年四月十九日 …有文玉帯 …有文瑠璃玉ちいさき御帯 …保元三年内宴日 関白(法性寺殿)赤色袍・馬腦帯」などがみえる。

\*\* 『西宮記』臨時八に「紀伊石無文玉等公卿 映玉雖有文 四位五位用之 出雲石六位用之、近代六位上官著用 有用角帯輩未為可」(注略)

\*\*\* たとえば、『年中行事秘抄』四月賀茂祭使で

は「故経長卿落雀形時預石見物 侍以他帯令著用恐落石也 鶯通天・鶉形・隠文」『江談抄』雜事「唐雁・落花形・垂無・鶉形・雲形・鶉通天・鶯通天」という。

\*\*\*\* 『朝野群載』文筆「帯必用巡方、但石角等并以通用…」『円太曆』文和5年2月16日の条の丹後守宛書状に慶賀帯として巡方帯を用いることを記す。このほか、『桃華蕊集』、『権記』、『台記』などには丸鞆帯がみえる。



の所見によって外堤に樹立する埴輪の数量を試算すると5,357本という莫大な量になる。埴輪はすべて窖窯で焼成したものと考えられ、造出し付近で採集した初期須恵器とはほぼ同時期とおもわれ、年代決定の拠となった。

ウワナベ古墳が5世紀代の大王級の墓であるならば、南方に築成されている平塚1・2号墳は超大型古墳に従属する陪冢的な性格をもつ。2古墳はいずれも前方後円墳の形態をとるが、1号墳は佐紀盾列古墳群のなかに例をみない帆立貝式の前方後円墳である。両古墳とも平城京造営時に壊滅的に破壊されており、削平された前方部の基部とそれを取りまく周濠を発掘したにすぎない。墳丘から転落した埴輪片によって古墳の内容の一端にふれることができた。それによれば、両古墳は時期を接して築成されるが、1号墳のほうが若干古い要素をそなえる。平塚1・2号墳とウワナベ古墳とのあいだには、墳丘の規模だけでなく、葺石や埴輪の大小あるいは埴輪製作技法の面など、あらゆる面で格差がある。

### B 奈良時代の居住地

8世紀 和銅3年(710)の平城京遷都後、付近の景観は一変した。条坊制にもとずき縦横の街路をつけ、丘陵の裾部にあたる6AFB区は宅地と道路に変貌する。平塚1・2号墳は前方部が左京一条三坊十五・十六坪となり、後円部の中心を東三坊大路が貫通する。造営当初における道路と宅地との造成規模は意外に大きい。北辺にウワナベ古墳の南外堤が位置するため、北京極大路を南へ寄せざるをえず、その結果、十六坪は北の $\frac{2}{3}$ 地域を失っている。24号線バイパスは十五・十六坪の東部をかすめ、中央部には調査がおよんでいない。調査範囲内では南北につながる2坪を1つの敷地となし、北方に建物を置き、南方に園池

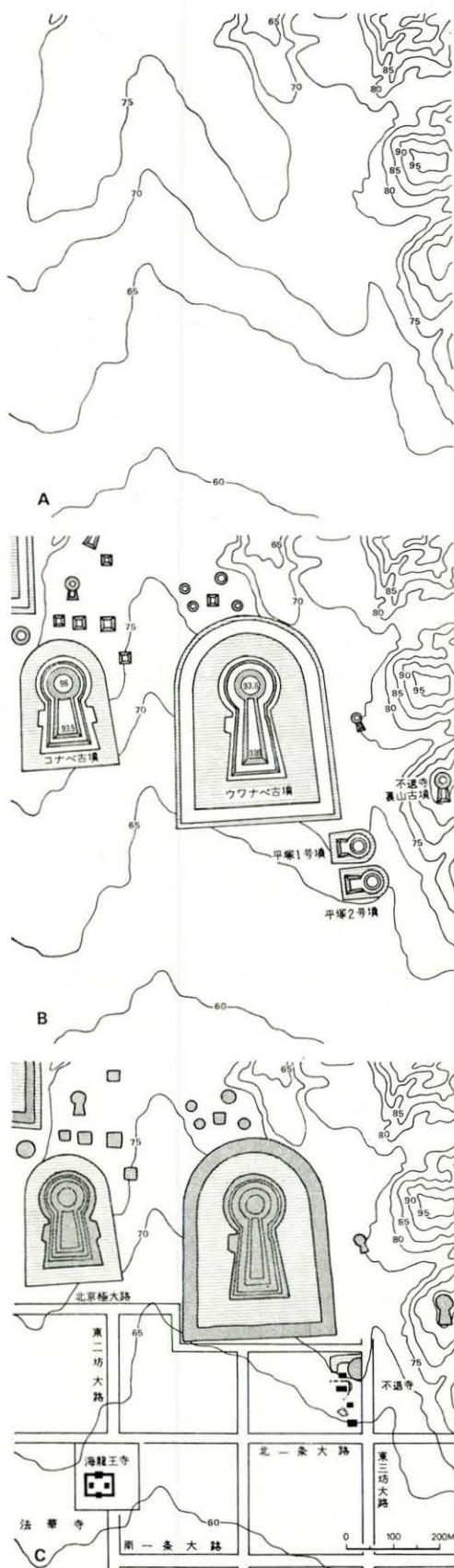


fig. 37 6AFB区の変遷(1)

A: 4世紀以前, B: 5世紀, C: 8世紀



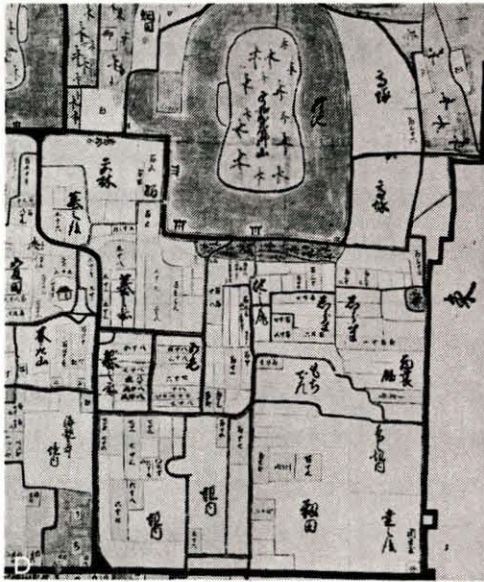


fig. 38 6AFB区の変遷(2)  
D:江戸時代、E:1962年、F:1974年

をつくる住宅の一端を垣間みることができた。奈良時代初期の遺構は数期にわかれ、大きくは2時期に区分することができる。その第2の時期である720年代後半の建物には平城宮と同じような瓦当文の瓦が葺かれ、殿舎の一郭には緑釉水波文磚で基壇を築く八角形のかつて東大寺に存した宝殿に類似したものがあつた。6AFB区の調査後、京内でおこなつた坊内調査によって、敷地の後方に数棟の東西棟建物を配列し、正殿・脇殿・雑舎・井戸などで構成される状況が次第に明らかになりつつある。このような他の遺跡と比較するならば、6AFB区で検出した建物はいずれも正殿になりえず、脇殿・雑舎の類であろう。

建物群のなかを流れるSD485から出土した遺物は、この地域の性格を具体的に示している。木簡によれば、710年代から720年代にかけての頃、この地には政府の官司が造作を主導する親王級の住宅が存在したことが推測できる。奈良時代初期における政権のなかで活動する長屋王はその有力な候補となりうる。一般の遺跡ではまれにしか発見されない三彩陶器を用い、規格制のつよいまとまりのある土器類を大量に保有する状況も、この地の住人像をうかがう一つの手掛りである。他方、これらの土器群によって、8世紀初期の土器編年に有力な例証を加えることになった。

8世紀初期の諸施設は720年代で廃絶し、8世紀末までこの地は空地となる。没官地となり、邸宅などに利用されなかったのであろう。大規模な盛地工事が8世紀末から9世紀初頭にはじまるが、この時期の建物相互の関係などをしることは困難であつた。ただし、北京極大路と北一条大路の路面に小建物が乱立し、すでに街路としての条坊の機能を失っている状況は判明した。なお、一条高校付近の字名を「堂の後」というが、古代寺院の存在を裏づける遺構は存在していない。

9世紀



### C 東三坊大路と東側溝

東三坊大路の路面は、後世に氾濫した多くの溝によって破壊されており、盛土や地固めの状況を示す遺構は顕著でなかった。6AFB—F 西地区の東限で西側溝らしきものを検出したが、発掘範囲が狭く不確実である。

#### 9世紀の東三坊大路

東側溝(SD650)は延長約250mにわたって存在した。8世紀のはじめに開穿されているはずであるが、8世紀の堆積層はみとめられない。この傾向はさきに調査した東一坊大路側溝においても確認されているところであり、大路および側溝が平城京の時代、8世紀を通じて良好に保全されていたことを物語る。側溝の堆積は9世紀のはじめから開始し、いくたびかの氾濫を繰返す。結局、前後2回にわたる大改修をへて10世紀の初頭まで存続したのち、完全に埋没する。つまり、平城京の廃絶後、約100年間にわたって東三坊大路は道路としての生命を維持したのである。発掘地域の側溝が丘陵の裾部にあり、南一条大路に交叉するため、水がよどみ溝への投棄物が集中し、多くの遺物が堆積していた。遺物は前後2時期に大別することが可能であり、木簡の年紀と錢貨の種類によって実年代に一步近づくことができた。遺物の内容は多岐にわたるが、およそ1往来関係、2食事関係、3工房関係に区分することができる。

1. 往来関係の遺物としては、告知札や下駄、各種の祭祀具などがある。告知札は路肩にたてた立札であり、逃亡したり持主が不明になった畜類の搜索を通行人に依頼する書式をとる。下駄は破損したり、片方を失ったもので、その形態は鼻緒の前壺が内寄りから中央部に移動する過渡的な様相を示す。祭祀具としては削り掛け・人形・土馬・模型土器などがある。なかには人形のように8世紀のものにくらべて大型化するものもあるが、一般に退化し、矮少化する傾向にある。祭祀の内容をあきらかにしえないが、路上ないしは坊内で使用したのち、水に流したものである。錢貨も旅路の安寧を祈願して投銭したものであろう。

2. 食器関係の遺物としては、土器類がもっとも多い。土師器・黒色土器・須恵器を主体にし、灰釉陶器・緑釉陶器・磁器が加わる。土器類のほかに漆器や木製品をふくんで食器を構成するが、陶磁器や漆器など高級な器物をふくむこと、官署を示す墨書土器などから、寺院もしくは官署に関連するところの公機関で用いられた可能性がつよい。

3. 工房の存在を暗示する遺物としては、金属器の廃品や砥石がある。それらはまとまりがなく、雑多なものをふくんでいることから、改鑄のために寄せあつめたものようである。

以上のほか、官がおこなう土木工事を裏づけたり、あるいは仏具に類する遺物がある。他方、これらの遺物には長距離を流れた磨耗の痕跡がなく、東側溝に接する一条四坊から投棄もしくは流出したものとみられる。この地域に存在する不退寺の位置は左京一条四坊三・四坪にあたり、これらの遺物を廃棄した場所として矛盾しない。

#### その後の東三坊大路

10世紀初頭以後の遺跡としては、東三坊大路の路面を北から南に流れる無数の溝に限られる。それらの溝の一部に少量の瓦器片をふくむものがあり、中世には完全に廃道になり、田地に変貌した。その後、左京一条三坊の地域は近年まで一貫して水田であったが、1960年代の後半になると西方の通称一条通り添いに宅地化が進行し、1971年にバイパスが開通したあと、かつての水田は急速に宅地化し、もはや昔日の面影はない。